

ユニバーサルデザインによる  
障害をもつ人々の  
インクルージョン  
～ 社会システム変革にむけた  
各主体の役割と課題～

2005年12月13日

一橋大学商学部経営学科4年  
学籍番号：1102121U  
鈴木 勇馬

### 【 は し が き 】

私 が 谷 本 先 生 と 出 会 っ た の は 、 今 か ら 3,4  
年 前 の こ と で あ る 。

そ れ は 大 学 に 入 っ た ば か り 授 業 で の こ と で  
あ っ た 。 そ の 授 業 の テ ー マ は 「 よ い 企 業 と は  
何 か 」。 企 業 と い う も の に 対 す る イ メ ー ジ す ら  
抱 け て い な い 状 態 で 受 け た こ の 授 業 の こ と は 、  
今 で も よ く 覚 え て い る 。

同 時 期 に も う 一 つ 、 大 学 内 や 付 近 の 問 題 や  
ビ ジ ネ ス の 種 を 見 つ け て 、 そ れ を 6,7 人 の 学  
生 グ ル ー プ で 解 決 ・ 実 現 し て い く と い う 内 容  
の 授 業 が あ っ た 。 そ の 授 業 で は 、 例 え ば 、 新  
し い 授 業 の 開 講 、 付 近 の 飲 食 店 に お け る 学 割  
の 導 入 、 さ ら に は ス タ ー バ ッ ク ス を 近 隣 に 誘  
致 し よ う と い う も の ま で 、 様 々 な 試 み が 学 生  
に よ っ て 考 案 ・ 実 践 さ れ て い た 。 授 業 の 趣 旨  
か ら 、 ユ ニ ー ク な テ ー マ の も の や 、 学 生 に と  
っ て の 利 便 性 や 実 現 可 能 性 の 高 い も の が 高 評  
価 を 得 る 傾 向 に あ っ た と 記 憶 し て い る 。

単 純 に 面 白 い 授 業 で は あ っ た が 、 自 分 の 中  
で は な ぜ か 消 化 不 良 な も の が 残 っ た 。 学 生 に  
と っ て 面 白 い か ら ・ メ リ ッ ト が あ る か ら 、 そ  
う し た 要 素 で し か 物 事 が 捉 え ら れ て い な い よ  
う な 気 が な ん と な く し て い た 。 ち ょ う ど そ の  
時 、 谷 本 先 生 の 授 業 が あ っ た 。 も し 、 そ の 行  
動 主 体 を 大 き な 企 業 に ま で 広 げ て い っ た 時 、  
面 白 い か ら 、 儲 か る か ら 、 そ れ だ け で ビ ジ ネ  
ス を 進 め て い っ て し ま っ て い い の か 、 社 会 に  
は も っ と 取 り 組 む べ き 課 題 が あ る の で は な い  
の か 、 そ う い っ た 漠 然 と し た 疑 問 が 、 授 業 や

先生の著書を通じて紹介された「CSR（企業の社会的責任）」という考え方によって形を得た、私の大学時代の前半はそんな時期でもあった。

その後、運良く谷本先生のゼミに所属することができた。そのおかげで、企業のCSR担当の方、コミュニティビジネスを進めている方など、自らと社会との関わりを深く認識し、社会的な課題に主体的に取り組み、現場で格闘している多くの方々の話を聞く機会に恵まれた。そしてそれを学内・学外の人たちにわかりやすく伝えるために、自分たちで考え、動き、報告できる形にまとめあげていく、ゼミで学んだことの一つは、その終わりのないプロセスの繰り返しの大切さであった。

現場と接する機会をもったことで、自分の考え方も大きく変わった。将来の進路として、一時期は、大学院に進むことを考えていた。少なくとも大学1,2年ぐらいまでは、そういう思いがあった。ただ、現場で頑張っている方々を見ていく中で、それを外から見て何かを語ることの限界を感じていた。CSRを実現していく、あるいは社会的な課題をビジネスという手法で解決していく主体として動く難しさ、営利・非営利を問わず組織を成り立たせていく責任、そういったものに対する見識が自分には根本的に欠けていると思った。それは結局、今までそういう経験をしてこなかった結果でもある。だから、そういう経験が必要だと思い、就職活動をした。

これから働く会社が、こうした自分の思いに  
応えてくれる職場かどうか、確固たる自信  
があるわけではないが、それも試練だと思っ  
て、社会との接点を見失わないようにしたも  
のである。

以上のような学生時代を経た自分が、学生  
最後のテーマとして選び書きあげたのが本稿  
である。本稿の目的は、社会的課題の解決に  
おいて、企業が果たす役割が決して小さくな  
いこと、今後の社会を変えていく可能性を有  
した主体の一つであるということを示すこと  
にある。その切り口の一つとして、障害をも  
つ人々のインクルージョンという社会的な課  
題と、ユニバーサルデザインに基づくモノづ  
くりという解決手法を設定し、論じている。

CSRはここ数年でブームの様相を呈してい  
る。しかし、社会に迷惑をかけないという意  
味での守りのCSRは、企業にとってある意味  
当然の活動である。その当然ができていない  
企業もあるが、希望も込めて長期的に見れば、  
その活動はいずれ各社横並びの状況になり、  
企業の価値に大きく貢献するような活動では  
なくなっていくだろう。そういうことを考え  
たとき、今後は社会的課題に積極的に関わっ  
ていくような攻めのCSRが、企業にとって大  
きなウェイトを占めてくる。キーとなるステ  
イクホルダーを絞り、企業内のリソースを集  
め、適切な条件で提供する、というようなビ  
ジネスの手法を用いた問題解決の活動が、  
CSRとして大きく評価される社会が到来する

可能性、そこで企業が本業のモノづくりを通じて大きな役割を果せる期待、そうした社会と企業の新しい関係性に光をあてることに、本稿の意義があると考えている。

一方で、社会的課題は、企業単体で解決できるほど単純かつ明快な問題であることはほとんどないと言ってよい。障害をもつ人々のインクルージョンという問題についても、それは同様である。そのため、本稿では、企業以外の主体として、中央政府や地方自治体などにも注目しつつ、その役割や課題を論じている。

ここで本稿の構成について、各章の要旨を示しつつ、簡単に整理しておく。

英米を中心とした障害者運動によって、障害を持つ人を排除しようとする「社会」にこそ障害者問題の原因があるとの考え方が提起され、各国で施策が展開されてきた。第1章では、日本においても、そうした考え方に基づいて障害をもつ人を排除しない社会へとシステムを変革していく必要性を論じている。第2章では、一般的な社会的課題の解決における、各主体（中央政府、地方自治体、民間）の役割やその可能性について論じており、その議論を踏まえ、第3章以降では、中央政府（第3章）、地方自治体（第4章）、企業を中心とした民間（第5,6章）の各主体が、社会システムを変革していく手段の一つとして、法整備、まちづくり、ユニバーサルデザインをとりあげ、現状や課題、今後の可能性など

について論じていく。つまり、3~6章の各論が、1,2章で提起した問題への一つの解決手法（ソリューション）という形になっていると考えてもらいたい。

本論に入る前に、インクルージョンという用語について、念のため説明しておきたい。インクルージョンとは、教育界を中心に提唱されてきた概念で、「すべての子供を排除せず、可能な限り一緒の場で一人ひとりの個別のニーズに応える学校・社会をつくる思想」<sup>(1)</sup>とされている。障害の有無に関わらず、すべての子供たちを包み込んでいく発想がそこにあり、それを可能にする学校や社会が望ましめいとされることから、福祉の分野においても同様の考え方のもと、体制を変革しようという世界的な流れが生まれつつある。かつての分離や統合の発想にあるような、障害のある人々に別ルートを用意したり、健常者中心の社会へ適応させることを目標とする平等の考え方ではなく、社会の仕組みを多様な人間を包み込めるものへと変えていこうという視点を含んでおり、こうした点も考慮して、本稿のテーマに採用することにした。第1章でインクルージョン・パラダイムとして紹介される概念も、こうした意味を内包するものとして考えてもらえばよい。

今回の論文の作成にあたっては、谷本寛治教授、一橋大学COE研究補助員の唐木宏一氏をはじめ院生の皆様には、クリティカルなご指摘を何度もいただいた。ここで改めて感謝

の意を表したい。特に、谷本先生との出会いがなければ、今の自分はここにいないと思われれることも多く、学問にとどまらず、リーダーとして、ホームページ管理者として、様々な分野でことあるごとにご指導いただいたことをとても感謝している。私のゼミでの勉強の仕方を、「省エネ」と評されたこともあったが、それも今後の自分の成長を考える上で大きな契機となった。ゼミでの2年間の思い出を振り返りつつ、ここでお礼を申し上げたい。

また忙しい中、取材に応じてくださった松下電工の染谷克典様、コクヨの竹綱章浩様はじめ企業の方々にも心から感謝している。一学部生の研究に快く協力してくださった姿勢は、社会人の鑑であるとも思っている。

最後に、ゼミで同じ時間をともにした友人・先輩からは、色々な刺激をうけることができ、大変有意義であった。尊敬する先輩や友人に囲まれて過ごすことのできた日々を忘れないようにしつつ、次の詞を送りたい。

自分がすごいやつだと思わせるために  
世間の問題について真剣に語る  
そんな姿に酔っているだけで  
語るのは簡単だ 言うだけなら私にもできる

誰もがそうだと結論づけて  
最後の最後には世の中のせいにした  
もっと自分を見つめ直そう

～ 小谷美紗子 『自分』より～

社会との関わりの中で自分自身を捉える思考力、主体性、そして実行力、そういったものが問われ、変化しつつある時代である。そうした時代にキャッチアップできるように、今後は自分を律していく必要がある。そうした時代を経て、将来、このゼミに関わった人々を含め多くの方々が、社会の課題を解決する主体として活躍する日が来ることを大いに期待したい。

それが、私から、この論文を読む方々、そして自分自身に向けたメッセージである。

---

(1)(財)共用品推進機構 [15]p.54



【目次】

はしがき	・・・ p.1
第1章 障害をもつ人々を排除しない社会の条件	・・・ p.11
第1節 障害者運動が提起したもの	・・・ p.12
(1) アメリカ	・・・ p.12
(2) イギリス	・・・ p.15
(3) 日本	・・・ p.18
第2節 障害を捉えるための概念整理	・・・ p.21
(1) 障害の定義	・・・ p.21
(2) 2つの障害モデル	・・・ p.23
(3) 2つの障害パラダイム	・・・ p.25
第3節 日本における障害者施策パラダイムの変革	・・・ p.28
(1) 日本障害者福祉制度の問題点	・・・ p.28
(2) 具体的な変革手法へのヒント	・・・ p.29
第2章 パラダイム変革を担う主体とその役割	・・・ p.32
第1節 中央政府主導社会の限界	・・・ p.32
(1) 高度成長期における日本政府の役割	・・・ p.32
(2) 中央官庁主導体制の弊害	・・・ p.34
(3) 中央政府に今後期待される役割	・・・ p.35
第2節 地方分権の動き	・・・ p.36
第3節 社会的課題の解決と民間セクタ	・・・ p.38
ー	・・・ p.38

(1) 企業と社会のかかわり	・・・ p.38
(2) N P O への期待	・・・ p.41
第4節 各主体に期待される役割とは	・・・ p.42
第3章 日本版障害者差別禁止法への展望	・・・ p.46
第1節 障害者差別禁止法の必要性	・・・ p.46
第2節 ADA 成立までの軌跡	・・・ p.48
第3節 J D A (日本版障害者差別禁止法)の可能性と課題	・・・ p.52
第4章 「福祉のまちづくり」の動向	・・・ p.56
第1節 「福祉のまちづくり」の捉え方	・・・ p.56
第2節 日本における「福祉のまちづくり」の沿革と特徴	・・・ p.58
(1) 運動から法制化の推進に至るまで	・・・ p.58
(2) 地方自治体に期待される役割	・・・ p.61
第3節 望ましい「福祉のまちづくり」にむけて	・・・ p.63
第5章 ユニバーサルデザインの現状と課題	・・・ p.67
第1節 ユニバーサルデザインとは	・・・ p.67
(1) ユニバーサルデザインの捉え方	・・・ p.67
(2) 類似概念の整理	・・・ p.72
1) バリアフリーデザイン	・・・ p.72
2) 共用品・共用サービス	・・・ p.74

3)	アクセシブルデザイン	・・・	p.75
第2節	ユニバーサルデザインの市場	・・・	p.79
第3節	今、なぜユニバーサルデザインなのか	・・・	p.81
第4節	ユニバーサルデザインを深化させる上での課題と対応	・・・	p.90
(1)	インプットの問題	・・・	p.93
(2)	スループットの問題	・・・	p.94
(3)	アウトプットの問題	・・・	p.98
第6章	企業とユニバーサルデザインの実態	・・・	p.105
第1節	取材からみる企業の実像	・・・	p.105
第2節	企業におけるユニバーサルデザインの今後	・・・	p.112
第7章	障害をもつ人々のインクルージョンを目指して	・・・	p.118
	引用文献一覧	・・・	p.120
	引用URL一覧	・・・	p.125

## 第 1 章 障害をもつ人々を排除しない社会の条件

本章では、障害をもつ人々が運動を通して、どのようなことを社会に求めてきたのか、またそれを受けて、社会がどのように変化してきたのかを探っていこうと思う。具体的には、アメリカとイギリスという 2 国の障害者運動・障害者施策の歴史や、障害の定義についての国内外の議論を検討することで、障害者運動・障害者施策における日本社会の特徴や課題を捉える土台とし、日本社会が向かうべき社会像を考えていきたいと思う。(1)

図表 1-1 日米英における主な障害者運動・施策

アメリカ	イギリス	日本
913 職業リハビリテーション法	1946 国民保健サービス法	1949 身体障害者福祉法
51 「全米すれど平等」を憲法とする最高裁ブラウン判決	48 国民扶助法	50 精神衛生法
62 イリノイ大学アーバイン・キャンベイン校障害学生キャンパス・サービス・プログラム実施	59 精神保健法	51 社会福祉事業法
63 精神障害者施設及び精神保健センター法	66 社会保険法	59 中央教育審議会「特殊教育の充実策綱につ
64 精神障害者福祉法	70 慢性疾患及び障害者法	60 精神障害者福祉法
65 公民権法	70 地方自治体社会サービス法	65 社会開発審議会「コロニー設置の提言」
68 建築障害法	71 障害者待遇手当金	69 「青い芝の会・神奈川県連合会」結成
70 竜池障害者福祉法	72 隔離に反対する身体損傷者連合会 (UPIAS) 結成	70 府中療育センター開所
72 パークレイ自立生活センター設立	75 社会保健年金法	70 心身障害者対策基本法
72 「精神障害者施設処遇の根本的改革」を命じた最高裁ヴィンセント判決	75 障害年金	71 養護学校の義務化実施に向けて中央教育審
73 知的障害をもつ当事者団体「ピープルファースト」設立 (オレゴン州)	76 移住手当金	74 東京都「重度障害者ヒューマンリソース開発制度
73 リハビリテーション法	76 UPIAS著「障害の基本的諸原則」冊子出版	76 全国障害者解放運動連絡協議会 (全障連)
75 発達障害者支援及び権利法	28 教育管理「ウォーク・トロボート」	79 養護学校義務化実施
77 障害をもつアメリカ市民連合 (AACD) 結成	81 英国障害者団体協議会 (BCODP) 発足	81 「障害児を普通学校へ全国連絡会」結成
77 リハビリテーション法 501 名「施行規則」公布	81 教育法	85 障害者基礎年金制度
78 発達障害法 (DD Act)	86 障害者「サービス、協議及び代理」法	86 障害者インターナショナル (DPI) 日本会
86 改正リハビリテーション法	88 所得補償制度	86 八王子ヒューマンケア協会設立
90 障害をもつアメリカ人法 (ADA)	88 「自立生活基金 (ILF)」設立	86 大阪市「全身体障害者介護人統制事業」
90 障害者教育法	89 BCODP 内に自立生活委員会設置	87 精神保健法
92 改正リハビリテーション法	89 累年法	88 「全国公的介護要求者組合」結成
94 改正発達障害者支援及び権利法	89 地方自治体及び住民法	90 社会福祉関係八法改正
91 改正建築障害法	90 「国民保健サービス及びコミュニティケア」法	91 全国自立生活センター協議会 (ILU) 設立
91 改正児童教育法	92 障害者生活手当金 (待遇手当金+移住手当金)	92 道徳教育の初年度化
97 改正障害者教育法	93 改正自立生活基金	93 障害者基本法
98 改正リハビリテーション法	93 改正教育法	94 第 1 回ピープルファースト全国大会 (大阪)
	95 障害差別法 (DDA)	94 ハートビル法
	95 地域精神保健法	95 精神保健福祉法
	96 介助者「認知及びサービス」法	2000 社会福祉法
	96 コミュニティケア「直接支払い」法	03 支援費制度実施

( 出 所 : 要 田 [ 4 7 ] p . 1 0 6 ~ 1 0 7 )

## 第一節 障害者運動が提起したもの

### (1) アメリカ

まずは世界の障害者運動に大きな影響を与えた、アメリカにおける障害者運動の歴史と障害者施策の変革の特徴をみていくことにする。日米英の障害者運動・障害者施策における主要な出来事については、図表 1-1 に年表を載せておいたので、あわせて参照してもらいたい。

第二次大戦以前のアメリカの障害者福祉は、障害者教育とリハビリテーションを基盤として整備されてきた。例えば 1943 年職業リハビリテーション法によって、身体障害者だけでなく、精神障害者や知的障害者も制度の対象者に加えられるなどの動きがあった。しかし、当時の制度の多くは障害を固定的に捉え、学校や施設などの特別な場での分離処遇を主とし、重度障害者はサービスの対象外とされていた。

大戦後になると、黒人解放運動によって、その後のマイノリティ運動の淵源となる記念碑的な最高裁ブラウン判決が 54 年に勝ち取られた。それまで社会の諸領域における人種差別を肯定していた「分離すれど平等」= 分離はされていても、その内容が同じならば差別ではないというアメリカ社会の平等理念が、この判決によって大きな反省を迫られることになった。こうした新たな理念の確立とさらなる運動の高まりによって、すべてのマイノリティの公民権を保障した 1964 年の公民権

法制定が実現する。

60年代に入ると障害をもつ人々の運動の成果が具体的なかたちとなって現れ始め、現在の障害者政策の礎が築かれる。62年、イリノイ大学において実現した全米初の重度の身体障害学生コントロールによるキャンパス・サービス・プログラム、68年、身体障害者の社会参加を可能にするため、アメリカのバリアフリー化の始まりとなる法律(建築障壁法)の制定などが主たる動きとして挙げられる。特に60年代後半からは、各地で自立生活支援センターが作られた。そこでは、それまでの就労可能な障害者の職業訓練を主とした職業リハビリテーション法を、重度障害者の自立支援サービスを行うためのリハビリテーション法に変革させるため、より活発な運動が展開された。72年には、全米に広がる障害者運動である自立生活運動のモデル拠点となるパークレー自立生活センターが、カリフォルニア大学を卒業した重度身体障害者を中心に設立され、そうした活動の広がりを受けて、73年には、連邦政府の財政援助によるプログラム・サービスにおいて、市民が障害をもっているという理由で差別してはならないという内容(504条)を含む記念碑的法律であるリハビリテーション法が制定された。その法律が効力をもつための施行規則の公布に至るまでは、全米レベルでのさらなる運動の高まりがあったわけだが、施行規則がその後実施されたことによって自立支援センターへの補

助金が制度化され、全米の自立生活運動はより活発化した。

77年には、全米の障害者が連帯して障害をもつアメリカ市民連合（ACCD）を結成し、障害をもつ人々の運動は、90年の障害をもつアメリカ人法（ADA）制定を導いていくことになる。ADAは、いわゆるアメリカの障害者差別禁止法で、「雇用、教育、交通、情報、余暇等の障害者の生活全般にわたる包括的な権利擁護制度であり、これによって、社会参加する障害者すべてに「妥当な配慮」を関係者、関係機関に義務づけた」<sup>(2)</sup>法律である。現在のアメリカの障害者施策は、このADAのもと構築されていると言える。

以上からわかるように、アメリカの障害者運動・障害者施策の特徴は、障害をもつ人々の社会参加を、「自分の力」で行っていきけるような支援体制の整備・開発を求めてきた点にある。つまり、彼らの運動が批判し、社会に対し提起したものは、健常者をモデルにした自立を求める「リハビリテーション・パラダイム」という考え方から、障害をもつ人々が望む自立を可能にする社会設計を求める「自立生活パラダイム」という考え方への転換である。当事者自身の障害を訓練あるいは治療によって克服するということに焦点が当てられてしまう前者に対し、アメリカ各地に広がった自立生活運動にみられたのは、むしろ障害をもつ人々が社会参加をする上で、自らの能力を補う社会システムの支援や人権を脅か

す存在に対する権利擁護制度への要求である。それは障害をもつ人々自身が望む「自立」の形でもあり、後者はそうした社会環境の変革を指向する考え方である。

「リハビリテーション・パラダイム」と「自立生活パラダイム」についての概念説明は、第2節で詳しく述べることにする。

## (2)イギリス

イギリスの障害者政策は、イギリスのすべての住民を対象とした社会政策の枠組みの中で展開されている。つまり社会福祉政策は、社会保障、保険・医療、教育、住宅、ソーシャルワーク・対人サービスといった生活領域において、すべての人に対して包括的・普遍的に対応する制度設計となっている。

例えば、医療保障である国民保健サービス制度について見ていくと、イギリスの中央政府が運営する国民保健医療サービス制度（NHS）の保健部門が、所得とは無関係にすべての住民に無料の医療サービスを提供している。障害者施策という観点では、1946年国民保健サービス法によって、障害をもつ人々に対する、それまでの大規模収容施設を中心とした体制が転換され、地方自治体が地域社会で暮らす障害者のスーパービジョン、訓練、就労等に直接責任を持ち、在宅障害者のケアなどに経験を有するソーシャルワーカーを雇用することが決められた。70年地方自治体社会サービス法では、コミュニティ問題に対処するコミュニティワーカーを雇用する必要性



を示し、地方自治体が提供するサービスをすべて必要な人々に保証する責任を課した。こうしてコミュニティケア(居宅ケア)は、NHSと地方自治体が共同で行うことになり、施設ケアは最重度の障害者に提供するという方向になった。障害者に対してコミュニティの中でサービスを展開させるという政策は戦後イギリス政府の方針であったが、実際に重度障害者が地域で生活するために必要なコミュニティでの保健・医療・対人社会サービスの受給など拡大していくのは、60年代からの運動によるところが大きかった。それはアメリカ同様、当事者が自立生活を営み始め、それを政府に認めさせていく形のものであった。例えば、72年には自立生活をする障害者隔離に反対する身体損傷者連合会(UPIAS)を結成し、76年には現在の障害者運動の理論ともいうべき障害の「社会モデル」(後述)を明らかにした冊子『障害の基本的諸原則』を出版した。

1981年には、同年が国連障害者年を契機として、さらに全国レベルでの運動が必要であると考えた6つの障害者運動団体が、障害の「社会モデル」を支持し強化していくことを目的に、今では100を超える団体が加盟するまでに成長している英国障害者団体協議会(BCODP)を発足させ、地域での自立生活を可能とする所得保障や社会サービスの充実、権利擁護、社会差別撤廃を政府に対して要求していくための連帯を強めていった。

86年には障害者法の制定によって、障害者は社会サービスを利用する権利を得た。しかし、法がうたった被差別的な体制でのサービス提供は実現が難しい現状があったため、障害者団体は「社会モデル」を現実化させるための障害者差別禁止法（DDA）制定に向かって動き出し、長年の運動の末に95年によく実現した。

以上からわかるイギリス障害者運動・障害者施策の特徴は、障害者が地域での生活、ライフスタイルの自己決定する（＝自立する）権利を現実のものとして行使する条件を確立させるため、特に政策の基礎にある依存的障害者像を変革するために闘ってきたという点である。つまり、彼らの運動が批判し、社会に対し提起したものは、これまでの障害者政策が基づいていた障害の「個人モデル」（「医療モデル」）という理念と障害の「社会モデル」という2つの障害モデルの根本的な違いと、前者から後者への転換である。克服すべき障害を個人の能力障害にあると考える前者では、その治療が障害者問題の優先度の高い解決法になってくる一方で、障害の問題を社会に制度化された差別・排除に見る後者では、その社会の改革が優先度の高い解決法になってくる点で、概念的な違いのみならず、それによって導き出される政策も大きく異なってくる。イギリスの障害者運動は、ナショナル・ミニマムとしての普遍主義的な社会政策の限界の中で、障害をもつ人々が自立生活を営む実質

的なサービスを獲得するためには、「社会モデル」に基づく制度設計が必要であるという考え方を提起してきたのである。

「個人モデル」と「社会モデル」についての概念説明は、第2節で詳しく述べることにする。

### (3)日本

第二次大戦後の日本の社会福祉制度の基盤作りは、GHQの指導のもと始まった。1949年にまず身体障害者福祉法が制定されるが、それは身体障害者の更生自立・社会復帰を目指す更生法として位置づけられ、身体障害者の経済保障は生活保護に委ねられた。50年代の福祉三法の整備、社会福祉事業法の制定を通じて、低所得者層を主な対象とする社会福祉行政の基礎が形成・維持されることになる。

一方で障害者運動は、世界の運動発生と同時期の60年代に活発に展開された。69年には、青い芝の会・神奈川県連合会が結成され、障害児殺し事件厳正裁判要求、車いす利用者に対するバス乗車制限撤廃要求、映画『さよならCP』上映運動などを通じて、社会の障害者観、障害者排除の思想を問い直す運動を展開した。結果的に行政や関係機関への当事者の要求は受け入れられなかったものの、その後の日本の障害者運動に実践的・理論的影響を与えた。

青い会と同時期には、全国各地の施設にいる障害者たちの脱施設化の動きも加速し、加えて、74年東京都の重度脳性マヒ者等介護人

派遣制度にみられるような、地方自治体レベルで自立生活のための運動の成果が出始めたころであった。そうした中で、障害者団体の全国組織である全国障害者開放運動連絡協議会が76年に結成された。

1970年代はオイルショック後の低成長期に入り、政府内には福祉見直し論や西欧の福祉国家とは異なる「日本型福祉社会論」が唱えられ、自助努力と私的連帯が強調された時期であった。80年代には年金財政の悪化を背景に年金制度改革が行われ、それに伴い、85年障害者基礎年金制度が制定された。この一連の政府の動きは90年代に入って、社会福祉基礎構造改革につながっていく。

一方で1981年は「完全参加と平等」をうたった国連障害者年であり、82年「障害者に対する世界行動計画」が国連で採択され、83年から92年までの「国連障害者の10年」の取り組みが開始した。この潮流は障害者団体の活動や日本政府の政策に大きな影響を及ぼした。障害者団体の動きとしては、国際的な連帯がより強まり、86年に国際的な障害者団体の組織として障害者インターナショナル（DPI）日本会議が発足した。同年、アメリカの自立センターの流れをくむ八王子ヒューマンケア協会が設立され、その後各地で、障害者の自立生活センターが作られることとなった。それに対し政府は、ノーマライゼーションを推進する国際動向に押され、「社会参加の促進」として在宅福祉サービスを盛り込む

ため、90年に社会福祉関係八法を改正した。これによって、障害児・者の在宅福祉サービスが制度化された。また93年には、それまで障害者たちが要求してきた、社会福祉事業にとどまらない総合的な政策の基本となる法律として障害者基本法を制定された。その結果、94年日本のバリアフリー法である「ハートビル法」が制定されるが、一部いまだ努力義務でしかない。(3)

障害者基本法では、障害者に対する施策がはじめて「権利」として位置づけられた。こうした権利保障要求の動き、あるいは福祉サービスの対象者拡大への要求を背景に、介護保険制度の創設など措置制度福祉のみの福祉制度から、新しい部分を社会保険方式による契約型福祉制度とする福祉制度へと、政府方針の転換を図られた。それにより、2000年にはそれまでの社会事業法が社会福祉法に変わり、03年には、障害者介助サービスのあり方にも新たに支援費制度が導入されることになった。

以上からわかる、日本の障害者運動・障害者施策政策の特徴は、米英と同時期に障害をもつ人々の当事者運動の動きが始まっているにもかかわらず、いまだ障害者差別禁止法をもたないなど、その動きが政策に十分に反映されていない現状があるという点である。障害者団体の要求は一部の地方自治体レベルでは達成されても、障害者の社会的隔離・排除の政策は十分に改められず、中央政府にノ-

マライゼーション的な政策が見られるのも、国際障害者年以降の1990年代に入ってからであり、政策も従来の枠組みの表面的修正で終わっている部分が多い。

このような特徴が日本の障害者を取り巻く現状にあることはわかったが、それでは日本が今後目指すべき社会像は一体どのようなものなのだろうか。米英における障害者運動で提起された視点や第2節での議論をもとに、第3節にて、日本の障害者施策の問題点を整理しつつ、その点をより詳しく論じたい。

## 第2節 障害を捉えるための概念整理

前節では日米英の障害者運動・障害者施策の歴史を比較したが、本節では国際的な潮流もおさえておく意味でも、「障害」の定義に対する国内外の議論がどうなっているのかを確認する。また、英米の障害者運動の中から提起された障害モデルや新しいパラダイムの概念を整理し、従来の障害者施策のあり方の何が問題だったのかを明らかにしていく。

### (1) 障害の定義<sup>(4)</sup>

「障害」を構成する要素に関して、国際的に大きな影響を与えているのが、WHOが80年に発表した「国際障害分類」(ICIDH)である。これは障害を、インペアメント(機能・形態障害)、ディスアビリティ(能力障害)、ハンディキャップ(社会的不利)の、3つのレベルに分けて考えようとするもので、このモデルは、障害が、生物学的レベル、個体(個

人) 的レベル、社会的レベルという階層からなるという障害観を提示し、社会的不利を含めることで社会のあり方との関わりで、障害を把握する必要性を明確にした点に特徴がある。このように障害の社会的側面に焦点をあてたことで、物理的環境に対する視点が変化し、後述する社会モデルとしての障害を改善する方策を求めることにつながった。以上のように ICIDH は、障害を構造的に捉え、障害に対する根本的な考え方を構築した点で、全世界に大きな影響をもたらした。(5)

わが国においては、上田敏による障害の概念規定が、リハビリテーション医学の立場から提起されている。上田は、障害者自身の主観的な障害の側面の重要性を指摘し、「体験としての障害」と呼んだ。また障害とは単に疾患消失後の固定した異常ではなく、「たとえば妊娠は疾患ではなく、正常な現象であるが、初期には流産の危険を避けるため生活に制限が加えられるし、後期には体重増加、体型変化等により種々の能力障害・社会的不利が生じる。また特に何の病気を伴わない単なる加齢でも、高齢になれば種々の能力障害・社会的不利を生じるのが普通である。」(6)と述べ、障害と疾患の関係の明確化、障害概念の拡大といった理論的成果を生んだ。

このような国内外の議論は、障害を個人に帰属する特性であるとするものから社会環境との関係において考えるものへという 1970 年代以降の障害観の変化に、大きな影響を及

ぼした。

## (2) 2つの障害モデル

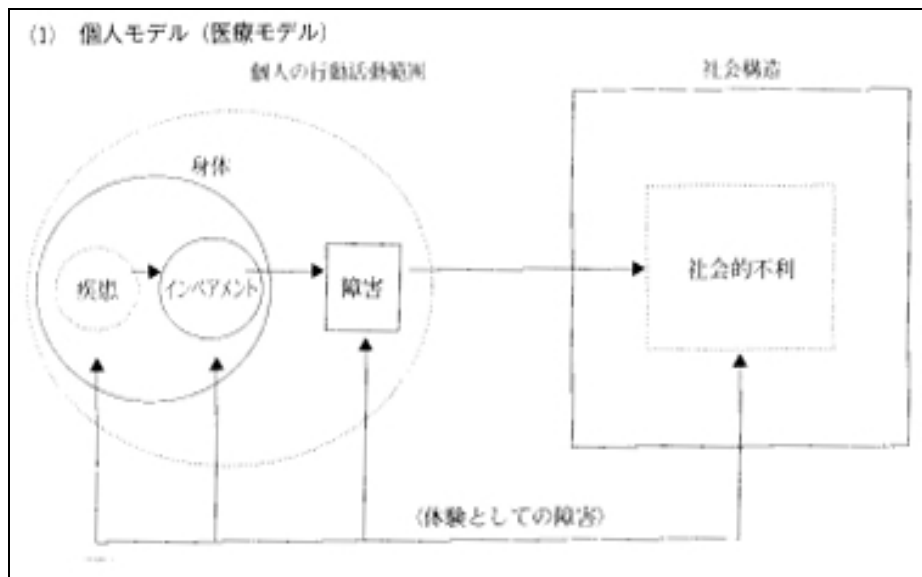
イギリスの障害者運動は、その理論的成果として、障害者政策が基づいていた理念そのものに関する異議を提起した。それが、従来の障害者政策が基づいていた理念、個人モデル（医療モデル）である。個人モデルとは、克服すべき障害は個人にあるとする考え方（障害の自己責任）であり、ゆえに障害者問題を解決するには、障害の原因たる個人を治療することが望ましいとされ、医療関係者（専門家）による生活への介入（医療化）が当然視されていく。そうしたことから、医療モデルとも呼ばれる。このモデルではあくまで障害者問題を個人的問題として捉え、障害者を無力な存在、依存的存在として位置づけるため、政策にもそうした考え方（福祉的アプローチ）が反映される。

一方で、障害をもつ当事者たちが提唱してきた理念が社会モデルである。社会モデルとは、克服すべき障害は社会にあるとする考え方で、障害者問題は、社会全体に制度化された差別の結果生み出されたものであると捉え、そうした障害者を排除する社会システムを変革していくことを社会モデルは目標としている。つまり、WHOの定義で「社会的不利」と定義されたものこそ「障害」であり、障害者を排除する社会に「障害」があると考えるため、そうした社会のシステムを変革する政策が指向される。

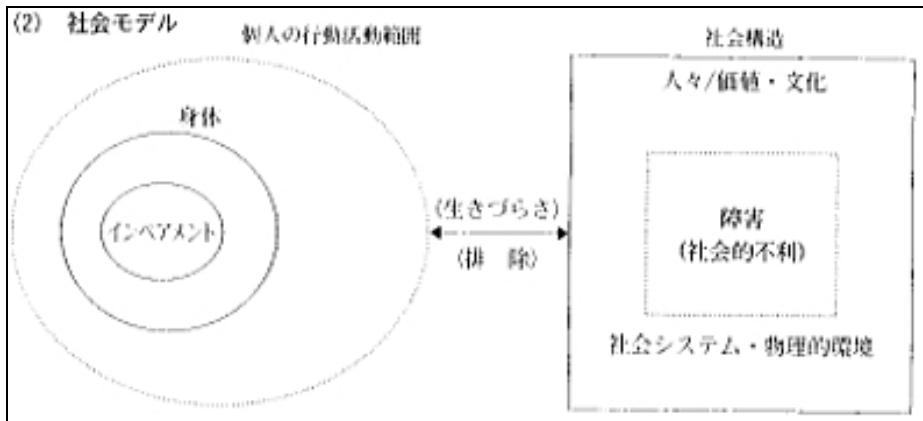


個人モデルは、後述するリハビリテーション・パラダイムとも強く結びついている。なぜなら、個人モデルに基づいた場合、障害者問題を解決するためには、個人の抱える障害をなくすことが望ましいと考えられ、そのためのリハビリテーションが重視されるからである。リハビリテーションそれ自体が悪いわけではないが、個人の障害をなくすということがあくまで健常者をモデルとして健常者を中心に構成された社会へ適応することを求めるものであり、障害をもつ人々の自己決定過程に介入する措置になる可能性がある。社会モデルから捉えた場合、依存的存在として社会から排除させる恐れのあるこうしたアプローチが、逆に社会的障壁の一要因になると考えられる。

図表 1-2 個人モデルと社会モデル



(出所：要田 [47] p.121)



(出所：要田 [47] p.121)

### (3) 2つの障害パラダイム

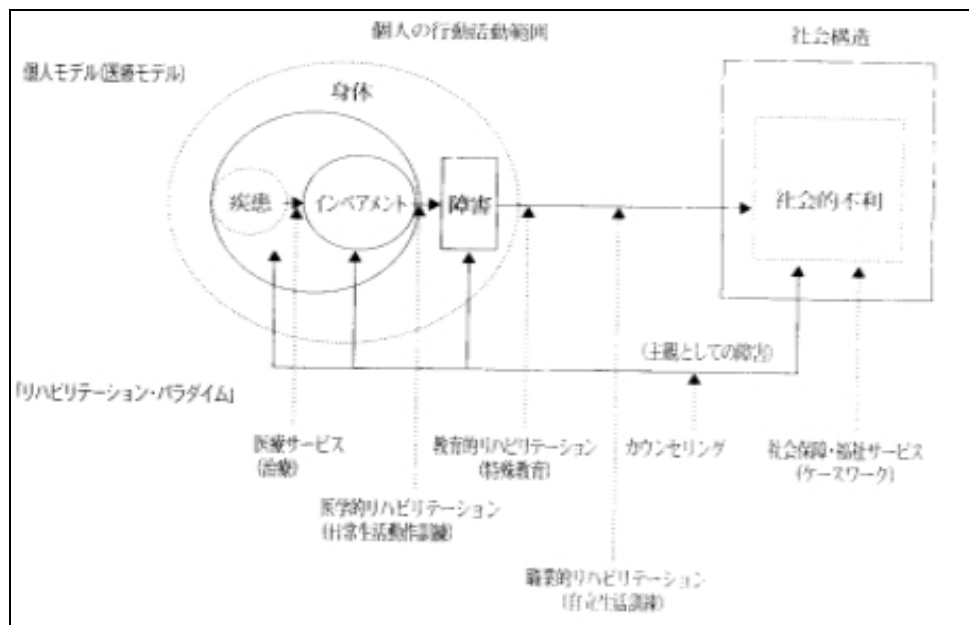
リハビリテーション・サービスを中心に構築されてきたアメリカの障害者福祉に対し、障害をもつ当事者たちは、従来の政策の基本であったリハビリテーション・パラダイムとは大きく異なる、自立生活パラダイムを提出した。

リハビリテーション・パラダイムとは、リハビリテーションの目標を、健常者をモデルにし、彼らを中心に構築された社会へ適応することに置くものである。結局のところ、障害をもつ人にのみ努力が課され、障害をもつ人々を差別し排除する社会構造を肯定してしまふところに問題がある。さらに、努力しても既存の社会システムに適応できない障害をもつ人々を、社会人として不適格な人々としてしか捉えられないという限界ももっている。このパラダイムにおける障害者の「自立」とは、健常者と同じやり方で、すべて自分で行い生活することであり、健常者中心主義に基

づくものである。

これに対し、自立生活パラダイムでは、「障害」を訓練などによってできるだけなくすというよりも、障害をもつ人々が依存的にならざるを得ない社会のシステムそのものを変えること、つまり、社会環境を変化させることに力点が置かれている。その意味で、自立生活パラダイムは社会モデルと強く結びついている。障害をもつ当事者が、地域社会で自立した生活をおくることを可能にするサービスを受ける権利をもつだけでなく、日常生活においてサービスを選択する権利をもち、それを自分で管理する権利を持つこと、それらを障害者のための自立と捉え、それを促す社会政策の推進が指向されることになる。

図表 1-3 リハビリテーション・パラダイム



(出所：要田 [47] p.125~126)

図表 1-4 障害パラダイムの比較

項目	パラダイム	リハビリテーション・パラダイム	自立生活パラダイム
問題とは何か		身体的損傷(インパアメント) 職能の欠如 心理的不適応 動機づけおよび協同の欠如	専門家・親戚・他者への依存 不十分な援助サービス 道路、建物などの建造物障壁 経済的な妨げ
問題の所在		障害者個人のうちに存在	社会環境に存在 リハビリテーション過程に存在
障害者の社会的役割		患者/クライアント	消費者
問題の解決		医師、理学療法士、作業療法士、職業カウンセラーなどの専門家の介入	ピア・カウンセリング <sup>1)</sup> 権利擁護 セルフヘルプ、消費者コントロール 障壁の除去、やる気をなくすものの除去
コントロール主体		専門家	消費者(障害者本人)
望まれる結果		ADL <sup>2)</sup> を最大にする 就労する 心理的適応 動機づけの改善 完全な治療	障害者本人が方向づけをする 環境の制限をできるだけ少なくする 社会的・経済的な生産性

(出所：要田 [47] p.125~126)

以上の概念整理に基づく、第1節でみた障害者運動によって提起されたのは、健常者中心主義を打破し、障害をもつ人々が一市民として自立した生き方をすることを可能にするような社会システムへの変革であり、そのためには障害の「社会モデル」に基づく障害者施策の新しいパラダイムが必要だとする視点である。この新しい障害者施策のパラダイムを、要田 [47]では「インクルージョン・パラダイム」と呼んでいる。

### 第 3 節 日本における障害者施策パラダイムの の 変 革

第 2 節では、新しいパラダイムが障害者運動の中から提起されてきたことを示した。国際的な潮流や日本での同様の運動の存在を考慮すると、このパラダイムに基づく社会システムを構築していくことが、日本が今後目指すべき社会像に近づく第一歩であるといえる。

そこでまず、日本の障害者福祉制度がどのような問題点にあるのかを、第 2 節の概念に基づいて分析し、これから日本が向かうべき方向性として具体的にどのような変革手法が考えられるのか、インクルージョン・パラダイムの図を示しつつ、探っていきたいと思う。

#### (1) 日本障害者福祉制度の問題点

第 1 節では、今日の日本の障害者福祉制度が形成される歴史と、各国と比較した際のその特徴を示した。日本の障害者福祉制度は、英米と同様の障害者運動が起こりながら、それが施策に十分に反映されなかったことで、「個人モデル」および「リハビリテーション・パラダイム」に基づく障害をもつ人々を排除する社会が温存されてしまっている。例えば、日本独特の障害者認定システムがその一つとして挙げられる。まず障害者基本法で全体の障害者を 3 つの大きなカテゴリー（身体障害・知的障害・精神障害）に分類して把握し、そのもとの各福祉法（身体障害者福祉法など）でサービス対象者を規定する。この分類の基準は症状が「固定」し、機能障害が「永続」

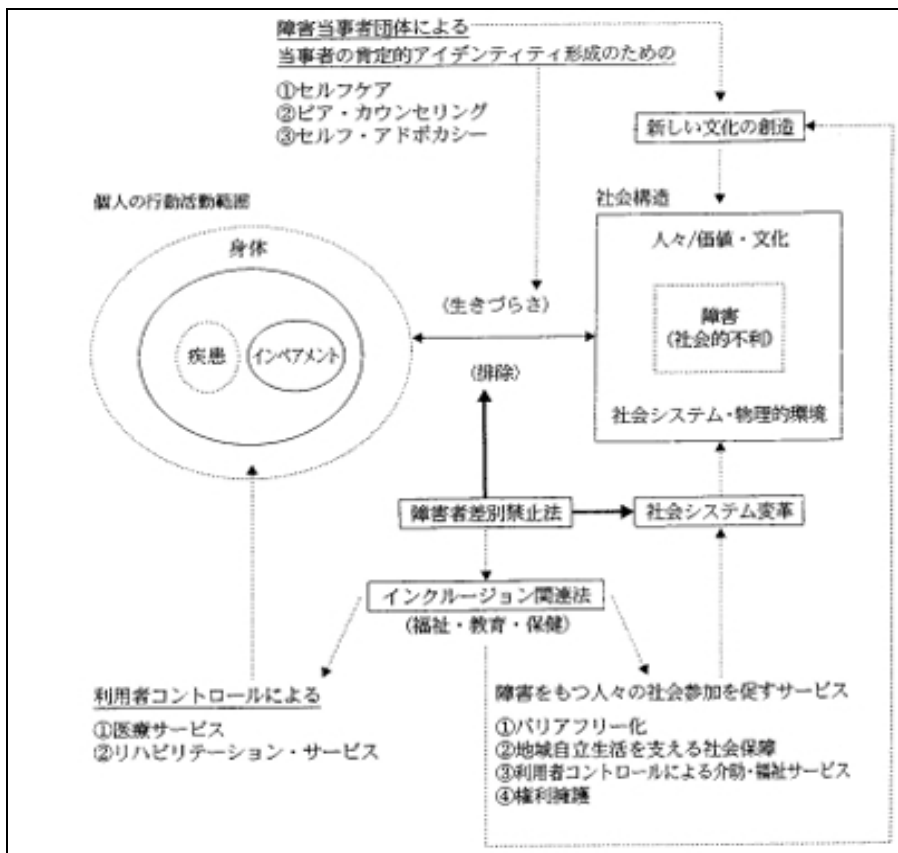
するものを「障害」と捉えている。また、福祉サービスを受給するには、障害の程度が「相当な制限」を受けていなければならない。このように、サービス対象者を決めるための障害者認定システムは、この障害カテゴリーに明確におさまらない障害者、例えば若年や壮年期における疾患や事故での脳損傷によって日常生活に支障がある者などは、対象から排除されていて、制度を利用することが難しいという現実を生じさせている。

障害をもつ人個々の生活環境のもとでの「日常生活の支障」でサービス・ニーズを判定するという制度づくりであれば、現在の法律に定義されていない「障害」や原因不明の「障害」であっても、日常生活に明らかに支障がある人で、サービスの必要が認められれば制度が使える。そのような制度的枠組み、つまり「社会モデル」へのシフトが、日本の障害者福祉制度の課題となっているのである。

## (2) 具体的な変革手法へのヒント

こうした点を踏まえると、これからの日本社会は、障害の「社会モデル」を基礎とした障害者施策パラダイム = 「インクルージョン・パラダイム」に基づく社会システムへと変革を図っていく必要があることは明らかであるが、実際にどのような変革手法が考えられるのであろうか。インクルージョン・パラダイムに基づく諸施策の関係を図示したものが、以下の図表 1-5 である。これを参考に、具体的な変革手法について考えていきたい。

図表 1-5 インクルージョン・パラダイム



(出所：要田 [47] p.136)

図を見てもらえればわかるとおり、社会システムの変革には多様なアプローチが存在する。ここでは、障害者差別禁止法の制定を基本とした法整備からの社会システム変革と、障害をもつ人々の社会参加を促すサービスの充実からの社会システム変革、その一つとしてのバリアフリー化（今日で言えばユニバーサルデザイン）に注目したいと考えている。社会システムを変革する上で、法律という社会制度の基本枠組みを構築しなおすことによ

る社会への影響力の大きさを考慮したことが、前者に注目した理由である。後者に注目したのは、目に見える形での物理的な環境改善は、それに関わる人々の意識をも大きく変化させる可能性をもつと考えたからである。

それではこうした変革手法を、一体誰が実行していけばよいのであろうか。次章では、こうした問題意識のもと、まず社会を構成する各主体が社会的課題に関わる際に期待される役割について考える。そして、ここで示した変革手法を、どの主体がどういう形で実行していくのか、それを示していきたいと思う。

- 
- (1) 本章をまとめるにあたって、論の構成等について要田 [47] を大いに参考にさせていただいた。
  - (2) 要田 [47] p.109
  - (3) 2002 年の改正で 2000 m<sup>2</sup> の特別特定建築物は、整備基準の義務化が求められるようになったが、学校など 94 年の時点では対象外で今回の改正で含まれた用途の建物は、整備努力義務とされている。
  - (4) 障害の定義における WHO や上田氏の論については、児島 [13] を参考にした。
  - (5) ICIDH はその後、実際に活用されるなかで、社会的不利の分類項目が少ない、環境との関係で障害をとらえるべきだなどの批判が生まれた。そして 2001 年、その点を踏まえ、改訂された国際分類が発表された。
  - (6) 児島 [13] p.21~22



## 第 2 章 パラダイム変革を担う主体とその役割

本章では、第 1 章で示したインクルージョン・パラダイムに基づく社会システムを構築していく主体は誰なのかという問いに答えるため、まず障害者問題のような社会的課題に取り組むことを期待されている主体についての様々な議論を確認する。その上で、各主体に期待されている役割について論じ、パラダイム変革を、どの主体がどのような形で担っていくのかを示していきたい。

社会的課題にかかわるセクターは大きく分けて、行政（政府）・市場（企業）・市民社会の 3 つがある。例えば、第 1 章では見てきた障害者運動は、市民社会という側からの社会的課題へのアプローチであったと言えよう。近年は NPO の台頭などにより、この 3 つのセクターの役割における線引きが必ずしも明確なわけではないが、そのあたりも含めて、ここでは行政と、企業等の民間セクターに現在期待される役割を中心にみていくことにする。

### 第 1 節 中央政府主導社会の限界

#### (1) 高度成長期における日本政府の役割

高度成長期において、政府が果たしてきた役割として指摘されるのは、多様な所得再配分機能・リスク管理者としての政府・政策立案機能の実質的な担い手の 3 点である<sup>(1)</sup>。

多様な所得再分配機能としては、高度成長にともなう地域間や産業間の格差を是正する政策（地方交付税・公共事業など）を政府が

主導して行ってきたことが挙げられる。これは急速な経済成長にもかかわらず、経済的な格差の小さな社会を形成する上で重要な役割を果たしたが、分配政策においては政党間に際立った違いも見られず、既得権となったこともあり、高度成長期が終了した後になっても、同様の政策が継続する結果となった。

リスク管理者としての政府とは、様々な規制と通じて市場のリスク管理を担ってきた政府の役割を意味する。新規参入規制など、政府の裁量によって市場をリスクから保護してきたわけだが、その結果、過剰な規制が無批判に形成され、企業も消費者もリスク負担を回避して安易に政府に依存する構造がつくられてきた。

政策立案機能の実質的な担い手とは、本来立法府が担うべき政策立案機能を、実質的に中央政府が担ってきたということである。議員立法の少なさや、政策提出時の与党・関係省庁間の徹底した事前調整に、その具体例を見ることができ。さらに、実際の法律の運用にあたっては中央政府が大幅な裁量の余地を持ち、司法の役割の一部まで行政が担ってきた。市場のルールを行政がつくり、市場でのトラブルを、司法での判断に委ねられる以前に行政が対応してきたのである。

以上のような政府の役割は、高度成長期には急速な経済成長や社会の安定のためにうまく機能したが、高度成長が終わった近年では、その弊害が目立つようになってきた。

## (2) 中央官庁主導体制の弊害

高度成長期に肥大化した行政機構の弊害として、中央官庁の強大な権限による政策決定の硬直化・市場ルール整備不十分などが指摘されている<sup>(2)</sup>。

中央官庁への強大な権限の集中は、規制や補助金を通じ、地方政府の政策決定の支配にもつながっている。一般に人口高齢化とともに、外交や防衛など国全体を対象とする政府サービスの比重は相対的に小さくなり、変わりに福祉など生活に身近なサービスの比重が増す。それにつれ、中央政府より身近な地方自治体の役割が大きくなると考えられるが、日本では中央政府の権限が強いため、生活に身近な政府サービスの画一的なり、地域の実情に即していないことが多い。豊かになるにつれ、サービスへの国民のニーズは多様になるので、これに対応するためには、「さまざまな供給主体がさまざまなサービスを提供し、利用者が選択できる仕組みを整えたほうが効率的である」。<sup>(3)</sup>

また、市場のルールに関して、大きな権限を持った行政の裁量に委ねられてしまうことが多い。中央官庁と業者の間で情報が共有され、市場に対して情報が十分に開示されていない状況がある。その意味で、政策決定のシステムから、消費者や市民は除外されてしまっている。これが政策に対する納税者の無責任さともつながってくる。

以上のように、中央政府主導社会の弊害は

明らかであり、昨今の行政改革ではこうした中央政府のあり方への見直しを進めようとしている。

### (3) 中央政府に今後期待される役割

現在求められている中央政府の役割を確認するため、行政改革で掲げられている政府像をみていこう。行革で目指されている政府の役割を点検する視点は、以下の3つに集約される。(4)

- ・「民間にできるものは民間に委ねる」という考え方。
- ・「国民本位の効率的な行政」を実現するため、行政サービスの需要者たる国民が必要とする行政を最小の費用で行う。
- ・国民に対する「説明責任(アカウンタビリティ)」を果たさねばならない

ここで注目したいのは、高度成長後、肥大化した行政機能の弊害を克服するためには、小さな政府を目指して、民間でできるものは民間に任せていくという姿勢である。ここに、企業・NPOといった民間セクターに、これまで以上に大きな役割を期待を寄せる流れをみることができる。

こうして縮小していく行政機能の一方で、透明な市場ルール、司法機能の充実、NPOが活躍するための条件整備など、行革を支えるインフラを整備していく必要がある。なぜなら、小さな政府化によって、地方自治体や民間セクターの役割拡大が進み、個々の経済主体に多様な選択肢が与えられたとしても、そ

の選択が機能するようなルールや条件をあわせて整備する必要があるためである。今後、中央政府には、そうした環境整備を行う役割がさらに期待されてくると考えられる。

## 第2節 地方分権の動き

第1節で述べたように、中央政府の役割が変化していく中で、地方に期待される役割も大きく変わりつつある。特に昨今の地方分権の議論に見られるように、地方自治体には、地方の実情に即した課題解決の主体としての大きな期待が寄せられ、そのために地方自治体に権限を委譲し責任を持たせるべく、諸改革の推進が行われている。一口に地方分権といっても、その形態は様々である。公共支出への地方の裁量を拡充する支出サイドの分権化も、補助金をカットして地方税による財源確保を促す収入サイドの分権化も、ともに地方分権であり、各々の分権化によってどのような権限や責任が地方に付与されるのかも多様である。また、地方分権の狙いにおいても、小さな政府化のため、福祉国家の再構築のためなど様々ある<sup>(5)</sup>。ここでは、福祉国家再構築の観点からの地方分権の一つともいえる地域福祉の推進に注目し、社会的課題の解決主体として、地方自治体の役割がより重要になってきたことを明らかにしたいと思う。

戦後の日本は、急速な工業化に伴い、農村から都市へ大規模な人口移動が生じた。その結果、都市における過密と農村における過疎

が引き起こされ、旧来の共同体を中心とした地域の社会関係が希薄化することとなった。さらに時代が進むと、日本に高齢化の波が押し寄せる。人口構成の変化を背景に介護の問題が表面化し、地域社会で重く受けとめられるようになった。こうした時代の変化により、地域で暮らし続けていくためには、地域福祉の存在が不可欠となってくる。地域での福祉サービスの利用を前提としなければ、身体的な自立や様々な分野への社会参加が難しい状況となっていたのである。

以上のような社会変化に対応し、地域福祉の推進が社会福祉法の中に取り入れられた。<sup>(6)</sup>これにより、地域福祉の推進が同法の目的の一つとなり、この目的を達成するために、新たに市町村が市町村地域福祉計画を策定し、都道府県が都道府県地域福祉支援計画を策定することとなった。このような地域福祉の位置づけの変化を、武川[38]では「地域福祉の主流化」と呼んでいる。武川[38]では、「これまでの地域福祉は社会福祉の一分野と考えられてきたが、今後は、社会福祉の全体が地域福祉という観点から評価されることになるだろう」<sup>(7)</sup>とも述べられており、地方自治体も当事者の一人として、社会福祉の課題、ひいては地域社会の課題に積極的に取り組む役割を期待されているといえる。また分権化改革や地方自治の議論の中では、地域住民や地域の諸団体の関与によって地域の課題解決を遂行していくことが望まれており、地域福祉を

試金石として、ガバナンス（共治）を実現していく主体としての役割も、地方自治体には求められてきている。

### 第3節 社会的課題の解決と民間セクター

ある程度経済が大きくなり、価値観が多様化した社会においては、住民の間にニーズや選好のばらつきが生じてくる。そうした状況に各地方政府が対応するのも、有効な解決法であるが、同じ地方政府に属するすべての住民が同じ選好を持つとは限らず、地方政府といっても、実際には多くの公共サービスを供給するので、サービスの内容ごとに、住民の構成を変えることもできない。つまり、地方分権のみでは、多様化した価値観をもつこれからの日本社会に対して十分対応しきれない可能性があり、したがって、地方分権による対応を補完するものとして、よりきめの細かいサービスごとに私的に公共財を供給する仕組みなどが有益となってくる。こうした意味でも、民間セクターと社会的課題との接点が増えてきていると考えられる。（8）

本節では、そうした認識のもと、企業やNPOといった民間セクターを、社会との関係において捉えることで、社会的課題に取り組むことを期待されている主体としての民間セクターの役割を、より明確にしたいと思う。

#### (1) 企業と社会のかかわり

近年、市場社会が企業に求める役割や機能が変化してきている。グローバル化によって

共通する課題が増えると同時に、ローカル・コミュニティにおいて企業が関わる領域も拡大している。欧米ではコミュニティにおける様々な社会的課題の解決に対し、企業が積極的に関与することが期待されるようになってきている。またその際に企業は、フィランソロピー活動としてのみならず、社会的な事業活動として新しい可能性を模索し始めるケースや、行政やNPOとのコラボレーションを通じて関与する方法も増えてきている。(9)

日本においても、2000年以降、企業の社会的責任(CSR)が広範に問われるようになってきた。上記で示した欧米での潮流を受け、CSRを社会貢献活動や法令遵守にとどまらずより広く理解し、取り組む動きが出てきている。そうした状況を踏まえつつも、ここでは、谷本[39]にあるように「企業活動のプロセスに社会的公正性や環境への配慮などを組み込み、ステイクホルダー(株主、従業員、顧客、環境、コミュニティなど)に対し、アカウンタビリティを果していくこと。その結果、経済的・社会的・環境的パフォーマンスの向上を目指すこと」(10)と、CSRを定義しておく。

こうした広い意味でのCSRが、日本でも問われるようになった背景には、経済活動のグローバル化、NPO/NGO活動の広がりや影響力の拡大、社会的責任投資(SRI)の進展などが挙げられる。こうした企業を取り巻く市場社会の変化に伴い、CSRという切り口から企業の社会への関わり方が問い直され、新し



い企業システム・モデルが求められてきているといえる。

ここで、企業の社会への関わり方を3つの次元に区分して確認する。企業は、経済活動の様々な局面において社会と関わっているが、CSRという側面から捉えた場合、以下の3つの次元に分けることができる。(11)

- ・ 企業の経営資源を活用したコミュニティへの支援活動：金銭的寄付による社会貢献、施設や人材などを活用した非金銭的な社会貢献、本来業務や技術を通じた社会貢献といったいわゆるフィランソロピー活動を指している。
- ・ 社会的商品・サービスや、社会的事業の開発：これまで政府・行政が“独占”していた、あるいは対応が不十分だったり、抜け落ちていた領域に新しい発想で参入することや、新しい市場の開発を通じて社会に関わっていくことを指す。企業は自らがもつ研究開発能力や資源、ノウハウを生かして社会的課題に取り組み、その社会的ニーズに応える事業を継続的に展開していくことで、ソーシャル・イノベーションを実現し、社会に新たな価値や可能性を創造していく。
- ・ 経済活動のプロセスに社会的公正性、倫理性、環境への配慮を組み込む：これはCSRの中核部分で、企業を取り巻く各ステイクホルダーとの関係の中で社会的な責任を果し、アカウンタビリティを果していくこ

とである。

一般に CSR として議論されているのは、3 つめに示した部分であるが、今日ではより広い意味での CSR が求められるようになってきており、3 つの次元をトータルに CSR として捉える必要が出てきている。つまり、より積極的に社会と関わっていく役割が、企業には期待されているのである。

加えて 80 年代以降、社会的ミッションをもち社会的課題への取り組みをビジネスと結びつける社会志向型企业も台頭してきている。このように、社会的な課題に対しビジネスの手法を用いて取り組む人々は、社会的企業家（ソーシャル・アントレプレナー）と呼ばれ、そうした社会的企業家精神を持って、社会的課題解決のための新しい仕組みやサービスを提示するソーシャル・イノベーションを進めていく事業体をソーシャル・エンタープライズと呼んでいる。<sup>(12)</sup>こうした新しい事業スタイルで社会変革を進めようとする企業にも、社会的課題の解決主体としての役割が期待されている。

## (2) NPO への期待

(1)で示した社会的事業に取り組む主体は、企業だけにとどまらない。「ローカル/グローバル・コミュニティにおける社会的事業は企業のみならず NPO によっても担われている」<sup>(13)</sup>とあるように、NPO にもそうした社会変革の主体としての役割が期待されている。

NPO は政府や市場では対応しきれない課

題に取り組んでいける可能性をもっている。行政の縦割りを超えて広がる複雑な問題に柔軟に対応する、もしくは市場性に欠ける事業領域において多様な試みができるのは、NPOが政府から独立したボランティア・アソシエーションであり、非配分原則に基づく組織として利潤最大化原理に規定されない特徴をもっているからである。

一方で、あらゆる社会的課題の解決をNPOに委ねることにも無理があり、扱う問題領域や経営基盤によっては当然、活動に偏りや制約が生じる。したがって、NPOを含めた各主体が、期待される役割やその主体でないと遂行が難しい活動を実行していくことに加え、セクター間の協働が重要になってくる。谷本[40]でも、「近年わが国においても、社会的課題の解決を担う主体としてNPOへの期待が高まっている。企業や政府・行政とのコラボレーションについても様々な可能性が模索されはじめている。」<sup>(14)</sup>と述べられている。

#### 第4節 各主体に期待される役割とは

社会的課題の解決に向けた各主体に期待されている役割について、以上3つの節に分けて論じてきた。ここでの議論が、第1章第3節で提示したパラダイム変革の具体的な手法についての考えとどう結びついてくるのか、つまり、どの主体がどのような手法でパラダイム変革を担っていけばよいのかについて、以下で考えていくことにする。

これまでの本章での議論を整理すると、社会的課題への関わり方については、硬直的・画一的な中央政府の対応への依存構造を脱し、地域の実情に合わせた課題解決を担うことのできる地方自治体、変化する社会的なニーズに対応するソーシャル・イノベーションを実現できる民間（企業、NPO）、そしてそれら各主体の協働関係に、課題解決への大きな役割が期待されているといえる。また、この点を踏まえると、中央政府が主として担うべき役割も従来と変わってくると思われる。第1節で述べたように、中央政府の権限は量的な縮小以上に質的に転換しつつある。中央政府は、社会的課題を解決する直接のプレーヤーというよりも、地方自治体や民間といった解決主体の行動を規律、促進、監視していくレフリーとして、条件やルールを整備する役割を期待されてきている。つまり、インクルージョン・パラダイムに基づく社会システムを構築していく上で基本となる制度を、中央政府は整備する役割を担うべきであると考えられる。<sup>(15)</sup>

したがって、第1章第3節で提起した社会システムの変革手法と、本章で確認した各主体に期待される役割から、第3章以降では次のようなトピックを扱うことにする。

・日本における障害者差別禁止法制定に向けて  
社会システムの基礎となる制度設計を期待される中央政府が担うべき役割として想定し、第3章で詳述する。

・地域のバリアフリー化「福祉のまちづくり」  
について

地域の実情に即した物理的な環境改善を期待される地方自治体が担うべき役割として想定し、第4章で詳述する

・ユニバーサルデザインに基づく製品開発  
障害をもつ人の多様なニーズをイノベーションによって製品開発に取りこみ、障害をもつ人々を取り巻く製品環境、ひいては物理的環境の改善を期待される民間の役割として想定し、第5章、第6章で詳述する。

無論、これらはあくまで、各主体に期待される役割と具体的な変革手法の組み合わせの一例にすぎず、各主体がとりうる手法は他にもあろう。ここでは、第1章第3節で筆者が目した変革手法と本章での議論を結びつけるものとして、上記で示したトピックが今日まさに議論が盛んにおこなわれている取り組みであると判断し、次章以降で述べさせていただくことにする。

---

(1)大田 [32]p.175~179

(2)大田 [32]p.180~183

(3)大田 [32]p.173

(4)大田 [32]p.168

(5)このあたりは、一橋大学 2005 年度冬学期  
経済学部講義「地方財政論」(担当：佐藤  
主光教授)の「講義ノート」を参考にし  
た。

(6)2000年に社会福祉事業法が改正され、名称

が社会福祉法へと変えられた。

- (7) 武川 [38]p.23
- (8) このあたり、井掘 [4]を参考にした。
- (9) 谷本 [41]p.27
- (10) 谷本 [39]p.5
- (11) 谷本 [39]p5~6、谷本 [40]p.201
- (12) 谷本 [40]p.369
- (13) 谷本 [40]p.370
- (14) 谷本 [40]p.271
- (15) ピクター [43]では、コミュニティなり市場なり第三セクターなりに一層依存するということは、単に民間へと資源を方向転換するという問題ではすまず、新しい制度が創設されなければならないと述べられている。

### 第 3 章 日本版障害者差別禁止法への展望

本章では、現在なされている日本版障害者差別禁止法の制定に向けた議論を整理し、様々な立法構想を踏まえつつ、それらがもつ社会システム変革への可能性と課題について明らかにしていきたいと思う。

その前提として、そもそもなぜ日本において障害者差別禁止法が必要なのか？第 1 節ではまず、改正障害者基本法や国際的な動向からみた障害者差別禁止法の必要性を説明する。

#### 第 1 節 障害者差別禁止法の必要性

1993 年に成立した障害者基本法は、2004 年 6 月 4 日に改正法が公布・施行（一部を除く）された。それにより、第 3 条に「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」との文言が加わり、第 4 条には国及び地方公共団体の責務として「…障害者の権利の擁護及び障害者に対する差別の防止を図り」と差別禁止の表現が加わった。しかし、これら条文のみでは、社会システム変革の目標とされる日常生活での具体的な権利擁護と差別防止は徹底されず、裁判や準司法的苦情解決機関等において、どういう事案が障害者の差別や人権侵害にあたるのかという解釈指針の根拠となる「差別の定義」の明記が、実効性を保つ上では必要不可欠である。つまり、そうした定義が明記され、差別の積極的是正を求める根拠になりうる差別禁止法

の制定が、改正障害者基本法の次のステップとして求められているのである。

加えて、障害者差別禁止法が求められる背景には、国際的な動向もある。1993年国連での「障害のある人々の機会均等化に関する標準規則」の採択以降、世界各国で障害者に対する差別禁止法を制定させる動きが加速し、すでに世界の40カ国以上の国がこうした立法を制定している。差別禁止立法が、国境や生活水準、文化などを超えたきわめて普遍性のある政策であることが実証されてきているといえる。特に、世界に先駆けて制定された包括的な差別禁止立法であるADA(障害をもつアメリカ人法)の存在は大きく、他国の法律のモデルとして、日本を含め多大な影響を及ぼしている。こうした国際的な流れの中で、いまだ差別禁止法のないわが国に対し、2001年国連の人権規約委員会から差別を禁止する法律を採択するよう勧告がなされた。

このように国際的なスタンダードとのギャップは明らかであるが、一方で、生存権という憲法上の基礎をもたないアメリカならまだしも、日本において、あえて障害者の平等権を主張しなければならぬ意義がどれほどあるのか、むしろ福祉が後退するのではないか、という慎重な意見も一部では存在している。無論、「問われるべきは、障害者にとって差別的な社会構造が温存されることを黙認し、障害をもつ社会的弱者に対する再分配の仕組みの充実を求めるだけで、本当に障害者は地



域の中で「普通の市民」として尊厳ある生活を確保できるのか」<sup>(1)</sup>であり、社会システム変革を進めるうえでも、障害をもつ人々が不当な取り扱いを受けて泣き寝入りするしかないシステムを改善していくことは絶対に必要な条件である。ただこのように、差別禁止法をめぐるっては、障害者団体や当事者の中での基本的なコンセンサスは必ずしもまだ十分ではない部分があり、今後とも一歩ずつ着実に議論をつめていく必要があるのも事実である。

つまり、今後日本において差別禁止法制定を目指していくことを考える場合には、その過程（立法化実現に至るまでの各当事者の動き）と結果（施行される法律の内容）の両方についての検討が必要である。こうした点を踏まえ、以下の第2節では、まずアメリカにおけるADA成立までの過程を、各当事者がどのような動きを見せたかに注目しつつ確認する。第3節では、実際に日本で差別禁止法を制定する場合、どのような立法構想が考えられるのかを整理し、その各々について分析を試みる。

## 第2節 ADA成立までの軌跡

ADA制定に関わった当事者は主に、障害者団体などの運動主体と連邦政府などの政策主体の2つである。ここでは、その2つの主体が、ADAの成立において、どのような動きや工夫を見せたのかについて確認し、日本で差別禁止法を成立させていく上での参考にした

いと思う。(2)

ADA 制定にいたるプロセスにおいて、障害者団体などの運動主体の動きとして注目すべき点は、政策主体との交渉チャンネルづくり、法務部門の活躍、草の根組織のネットワークづくりなどが挙げられる。

運動主体は、権利運動の展開を通じて、共和党レーガン政権とも信頼できる交渉チャンネルを作り上げていた。例えば、全米各地における抗議行動だけでなく、ワシントン DC. では連邦政府と緻密な法律論と粘り強い交渉を重ね、リハ法 504 条の規制緩和を断念させたことなどが挙げられる。しかも、当時直接交渉にあたったブッシュ副大統領は、障害者が平等な権利を求めていることに理解を示し、それ以降における連邦政府との有力なコネクションとなった。

また、運動主体は、権利の拠点として法務部門を設置し、重要な訴訟の提起や個々の領域での法律の構想などを進めた。これにより、障害者にとっての差別が明確になるとともに、司法・立法・行政の 3 分野で政府関係者と対等に権利擁護の主張をなしうる関係を築き上げた。中でも、カリフォルニア州、バークレー市にある障害者権利啓発・権利擁護基金 (DREDF) は有名で、障害者の政策や法律に専門的に通じているだけでなく、障害者が日々直面する現実の法律問題に直接関わっていることから、その意見は裁判や議会でも尊重され、1984 年の投票権法改正など制度の改

革を含む政策や判例の決定過程に、多大な影響を及ぼした。

さらに、障害者の権利運動に取り組む草の根組織が1980年代に全米に広がり、自らが住む地域の住民や自治体を巻き込んで、地域社会の仕組みを作り変える取り組みを展開していったことが挙げられる。中でも、自立生活センターは、全米各地の草の根組織のネットワークをつくり、各拠点にADA制定に向けた情報や戦略を提供し、障害者が地域を変え、主体として活動できるような支援を行った。自立生活センターだけでなく、「行動を起こす障害者の会」(DIA)や「公共交通機関のアクセス確保に取り組む障害をもつアメリカ人の会」(ADAPT)など様々な団体が、全米各地に小さな組織からなるネットワークを広げ、その各地域での具体的な行動を集団の声としてまとめあげたことも、連邦政府の政策担当者や連邦議会の議員を動かし、ADA構想をより政策リアリティのあるものにしていった一因と考えられる。

こうした運動主体の動きによって、ADAを受け入れる政策環境が徐々に形成されていったのである。

一方で、連邦政府などの政策主体の動きを見ていこう。アメリカにおける政策主体の機会平等法への積極的な姿勢は、財政支出の縮小や福祉サービスの効率化という福祉国家改革への世界的潮流を一つの背景としている。そうした政策的枠組みの中では、障害者に対

する支出も依存につながるものから自立と生産性を高めるプログラムへと配分していくアプローチが求められ、その一つとして ADA も位置づけられていくことになった。その結果、共和党の財政保守主義の理念にも接近し、法案の審議では超党派の体制をつくることに成功している。

また 1988 年の大統領選挙では、障害者問題が争点の一つになり、白血病で亡くした娘と知的障害の息子をもつブッシュ大統領候補は、障害者の権利を擁護する立場にあることを公約として訴えて当選した。このブッシュ大統領のように、障害をもつ家族がいる議員や、公民権法制定を手がけてきた実績のある議員の協力を通じて ADA は法案の発議を目指すこととなる。

実際には、ADA の成立を最優先するため現実主義的な戦略をとったため、法案の内容においてはいくつかの譲歩が見られ、現実に超党派で支持の得られやすい内容に修正されている。ゆえに、ドラスティックな改革ではないものの、既存の平等法理の延長線上にしっかりと存在する包括的な差別禁止法を、成立させることのできた意義は大きいといえる。

以上を振り返ると、交渉チャンネルの多様化、専門化、ネットワーク化した運動主体の動きには目を見張るものがあるが、一方で、そうした運動主体の動きを受容しつつも、ADA 成立を最優先し、現実の政治的環境との整合性を図ってきた政策主体の動きも注目に

値する。一つのコンセンサスをつくりあげる上で、両者が果たした役割はいずれも大きいといえよう。

### 第3節 JDA（日本版障害者差別禁止法） の可能性と課題

本節では、日本版差別禁止法の具体的な立法構想について考察を加えてみたい。日本における差別禁止の立法構想には、以下3つのモデルが挙げられている。<sup>(3)</sup>

第一に、改正障害者基本法で差別を理念的に禁止し、その基本法が定める基本的施策の各分野において、個別に障害を理由とする差別を禁止する方式である。これはすでに本章第1節で説明したように、改正障害者基本法の中に差別禁止条項が盛り込まれるにいたったため、今後は基本法が対象とする各分野（医療、福祉、教育、雇用、住宅、公共的施設、情報、文化レジャー）において、障害を理由とする立法措置をそれぞれ講じていくモデルである。個別の立法措置とは、ハートビル法や交通バリアフリー法、公営住宅法の改正などであり、障害者の差別禁止に対し、実現可能な領域から立法措置を積み上げるという方法である。既に障害者基本法に差別禁止条項が盛り込まれており、個別分野で積み上げていくというのは、現実的かつ実現可能性の高い方法のように思われる。しかし、法律の構成として具体的な権利救済の仕組みが想定されていない既存の法制度があるなど、各分野

の法律との関係で、体系的に実効性のある権利救済の仕組みを構築できるかには、多くの疑問が残されている。救済機関の管轄が責任部署ごと設置されるとなると、有効な連携が図られず、差別の捉え方や救済方法などにばらつきを生じる事態も懸念もされている。

第二としては、現在審議されている人権擁護法に基づく差別禁止の方法である。人権擁護法案では、人種や宗教、性別に加え、障害や疾病を理由とする差別を禁止しており、所定の救済手続きを定めている。人権擁護法案は障害差別を禁止される領域が限定されておらず、包括的な禁止規定となっている。また、特別救済手続きを見ると、調停・仲裁、訴訟援助の定めは、後述する日弁連の試案や DPI 日本会議らの要綱案と比較しても、より詳細な内容になっており、この点は社会システム変革の観点から言っても、一定程度評価できるものである。しかし、人権擁護法には様々な立場から問題が指摘されている。ここでは、障害をもつ人々のインクルージョンにどれだけ寄与するのかという観点から、その問題点を述べると、まず、障害の定義が旧基本法に定めていたものと同じであり、社会モデルの基づくものであるとはいいがたい狭い定義であることである。また、差別の定義が個別分野ごと具体的に明らかにされておらず、不当な差別の判断基準が示されていない。この意味で、人権擁護法はあくまで差別に関する紛争解決の手続きを定める特別法と位置づけら

れるが、仮にそうだとしたとしても、具体的な差別の判断基準の枠組みを定める実定法が必要である。このあたりを踏まえた立法構想が、次に説明する日弁連や DPI らの立法構想である。

3 つ目の立法構想として、ADA に範をとった包括的かつ一元的な差別禁止法、いわゆる JDA 構想である。このタイプの立法モデルとしては、日弁連の立法構想と、DPI (障害者インターナショナル) 日本会議など当事者団体による立法構想の 2 つが挙げられる。日弁連では、先進諸国の立法例を、「憲法において障害者に対する差別を禁止するもの」「刑罰で障害者に対する差別を禁止するもの」「差別を禁止する特別法を制定し、被害者に対し私法上の救済を与えるもの」の 3 つに分類し分析を加えた。その結果、ADA のように 3 番目の民事法による解決が効果的であると結論づけており、この点は当事者らによる立法構想と一致しているようである。<sup>(4)</sup> そうした認識のもと、両団体からは障害者差別禁止法の要綱案が提起されている。これらでは社会モデルに基づく障害定義や、差別の明確な定義づけ、配慮義務などが定められている。DPI の立法構想では、都道府県ごと救済機関を設置し、申し立てを受理した場合には、調査及び調停を行うものとしており、具体的な権利救済のシステムについても、一步踏み込んだ内容になっている。

以上 3 つの立法構想を踏まえると、日本版障害者差別禁止法に求められてくるのは、障

害をもつ人々が社会的に排除されず、同じ市民として尊重されるよりどころとなるような権利の確立と差別の定義を、各分野において明確に打ち出すことである。そのためには社会モデルの基づく障害の定義を今一度構築しなおすことはもちろんのこと、DPI日本会議など当事者からの立法構想で示唆されているように、各分野における権利の内容を、誰に対する（国なのか、地方自治体なのか、事業者なのか）、どのような利益の主張かという視点から整理しなおす必要がある。

また、裁判のみならず独立した権利救済機関が有効に機能するかどうかも、重要な論点である。例えば、人権擁護法案が想定している組織体制では、人権委員会（その地方事務局を含む）がその役割を担うことになっているが、公正な審査と適切な法の執行に必要な予算やスタッフ、その上での独立性を確保できるのかという問題が危惧されている。こうした救済機関が適切に機能するような政策を打ち出せるかどうかも、インクルージョン・パラダイムに基づく社会システムを構築する上での重要な条件になると思われる。

- 
- (1) 河野 ほか [11] p. 61
  - (2) 河野 ほか [11] p. 66~76
  - (3) 河野 ほか [11] p. 334~346
  - (4) 当事者らの比較法的アプローチからの見解は、「障害者差別禁止法制定」作業チーム編 [37] p. 128~145 参照。



#### 第 4 章 「福祉のまちづくり」の動向

高齢社会の到来やノーマライゼーション理念の普及、障害をもつ人々の運動を背景に、障害をもつ人々を含むすべての人たちが自由に外出・移動し、社会のあらゆる領域に参加しうることを目的とした「福祉のまちづくり」施策が、地方自治体を中心に全国的に展開されるようになった。インクルージョン・パラダイムに基づく社会システム変革に向けて、こうした取り組みがもつ可能性と今後の課題について、地方自治体に期待される役割を中心に分析していこうと思う。

##### 第 1 節 「福祉のまちづくり」の捉え方

まず分析の前提として、福祉のまちづくりの定義を示しておきたい。そもそも、「まちづくり」という言葉の定義ですら多様であり、定まったものはないといわれている。福祉のまちづくりについては、「まちづくり」に含まれる取り組みの中でも福祉系の運動を背景とするものと考えられるが、国・地域によって、その対象や目的などについて様々な解釈がなされている。ここでは、「福祉のまちづくり」がもつそうした広義性を踏まえ、福祉のまちづくりの定義を「すべての人、とりわけ障害者・高齢者らの豊かで楽しく美しい生活環境の創造」と、若干抽象的ではあるが簡単に示しておく。ここでいう生活環境とは、生活者の拠点であり自立を促す「点」としての住環境、生活圏を拡大する「線」としての交通環

境、その点と線を総合的にまとめ豊かな生活を作り出す「面」としての都市環境の、大きく分けて3つが含まれてくる。(1)

人間と生活環境の関係についても、一言付け加えておきたい。人間と生活環境の関係については、大別すると2つの面がある。生活環境が人間をつくる・変える面(生活環境人間)と、人間が生活環境をつくる・変える面(人間生活環境)である。仮に障害の有無で人間と生活環境を区別した場合、前者を身障者・健常者、後者を障害的環境・発達的環境と分類しておこう。「福祉のまちづくり」において注目されるのは、身障者と発達的環境の関係である。発達的環境身障者という面から言えば、身体上の障害をもつ者も、その障害を考慮した適切な生活環境が与えられれば、自立した生活者になることができる可能性を秘めており、この点は第1章で提起した社会モデルやWTOの障害定義ともつながってくる。身障者発達環境の面から言えば、身障者がもつ障害を鏡として生活環境上の障害を発見し、それを除去していこうという試みこそが「福祉のまちづくり」の手法にあたる。つまり、発達環境身障者の面での認識のもと、インクルージョン・パラダイムに基づく社会システムへの変革を目標に、身障者発達環境の面で述べた身障者の参加という手法によって統一のとれた生活環境整備を図っていく活動、これを「福祉のまちづくり」ということもできると思われる。(2)

## 第 2 節 日本における「福祉のまちづくり」の沿革と特徴

本節では最初に、日本における「福祉のまちづくり」の展開について、障害をもつ当事者の運動から地方や国レベルでの法制化にいたる流れを確認する。その上で、今後、地方自治体が担うべき役割や克服すべき課題について明らかにしていきたいと思う。

### (1) 運動から法制化の推進に至るまで<sup>(3)</sup>

日本における「福祉のまちづくり」に関わる運動（以下、福祉のまちづくり運動とする）は、1969年仙台市郊外の「西多賀ワーク・キャンパス」で車いすを使用している青年が街の中での様々な物理的バリアの存在に疑問を抱き、その改善運動を行ったことにその始まりを見ることが出来る。60年代後半は北欧でノーマライゼーションの動きや障害者施設解体が始まっており、仙台における画期的なこの運動は、実質的にはそうした国際的な流れの先駆けであった。そしてこの運動は、69年ダブリンで制定されたばかりの国際アクセスシンボルマークの普及運動を目的とした「福祉のまちづくり市民の会」に受け継がれた。仙台ではその後、1973年に「第1回全国車いす市民集会」が開催された。これは、車いすを使用する障害者自身が社会を構成する一員であることを学ぶ契機となり、2年に一度全国各地で開催されるに至った。またこれは、日本における障害者運動のリーダーを生み出す重要な機会となり、その後の法制度に影響

を与えていくことになる。

こうした運動を背景に、1973年に身体障害者のための福祉モデル都市事業（厚生省）が開始した。このモデル事業は全国各地の都市に大きな影響を与え、1974年には、地方自治体の一つ東京都町田市が、全国では初めて「福祉環境整備要綱」制定した。これは車いすで自由に歩けるまちづくりを標榜し、建築物を新築する前に基本的なバリアフリー設計の有無をチェックするもので、地方自治体の役割の実体化させる意義を持つものであった。これを皮切りに、一部の自治体に要綱・指針づくりが波及し、80年代に入ると国際障害者年の5大目標の一つとして「福祉のまちづくり」の推進計画が位置づけられたこともあって、その動きは全国的な広がりを見せた。しかし、公的施設中心の配慮にとどまり民間施設の大半は放任状態に置かれたこと、法的拘束力の弱さ、公共交通機関整備の遅延などの問題点があり、施策のレベルは必ずしも十分なものではなかった。実際には、それが次の制度である福祉のまちづくり条例を生み出す契機となっていた。

90年代に入ると「福祉のまちづくり」の法制化が府県レベルで推進され、「福祉のまちづくり」は大きな転機を迎えることになる。90年神奈川県は建築基準法施行規則条例を改正し、この条例の対象となる特殊建築物について、新築時における障害者も利用可能な整備の義務付けがなされた。92年には横浜市と大

阪府、93年には東京都が同様の改正を行っている。神奈川県では92年に、こうした整備と同時に鉄道駅舎にエレベーターを設置するための助成を開始し、生活環境の整備を一段と進めた。しかし、建築基準法施行条例は一部の公共的な建築物のみを対象としているため、生活環境の効果的な改善という点ではさらに広範な整備網をかぶせる必要があり、福祉のまちづくり条例はこの役割を担うものとして、大阪府や兵庫県でまず制定された。その結果、府下、県下のすべての市町村で、条例の対象となる施設の事業者は、障害者も利用可能な建設計画を事前に提出することを義務付けられ、民間施設を含む広範な施設にアクセス可能化の義務付けがなされた。現在では、全国47都道府県すべてで福祉のまちづくり条例が制定されている。

国レベルでの法制化も進んだ。住環境においては、1994年建設省が「生活福祉空間づくり大綱」を策定し、すべての公営住宅を長寿社会対応の住宅としていく方針を打ち出し、障害者を含むすべての人たちの生活福祉充実のために住宅・社会資本の拡充を提唱しており、96年には公営住宅法の改正も行われている。交通環境においては、91年と93年に運輸省が鉄道駅のエスカレーターやエレベーターの整備指針を通達するなどの整備誘導政策を展開し、2000年公共交通機関のバリアフリー化を義務づけた交通バリアフリー法が制定された。トータルな都市環境という面におい

ては、93年障害者基本法の成立、94年ハートビル法（2002年7月に改正）の制定が挙げられる。ハートビル法によって、バリアフリーの到達点を目的にした整備基準が初めて法的に位置づけられ、これら法律と福祉のまちづくり条例と一体となって相互に連携すれば、障害者・高齢者らにとっても豊かで楽しく美しい生活環境の創造していくことが可能であると考えられる。

以上のような流れをみると、「福祉のまちづくり」への取り組みは、先進的な地方自治体の動きがその原動力となり、90年代に入ってから質的な転換を可能にするるとともに、現在に至るまでの広範囲での活動を後押ししてきたということが出来る。その意味で、今後とも地方自治体に期待される役割は大きい。それでは各自治体はどのようなスタンスで「福祉のまちづくり」を推進していけばよいのだろうか。(2)ではこの点について考えていきたいと思う。

## (2) 地方自治体に期待される役割

第1節で述べたように、「福祉のまちづくり」に求められるのは、障害をもつ人々の参加をもって、その参加者を含むすべての人々が暮らしやすい生活環境の改善を進めることである。第2節(1)で確認したのは、地方自治体が、福祉のまちづくり運動の中から提起されたものを福祉のまちづくり条例として制度化し、生活環境整備に努めてきたということである。つまり、障害をもつ人々の参加という

プロセスを制度化のプロセスが担ってきたこととなるが、実際の福祉のまちづくり条例を見てみると、都道府県レベルでの条例は広範囲の地域を対象とするため、最低限の基準にとどまることが多く、比較的水準の低いハービル法と横並びになる傾向も見られる。これでは法律等との連携による一体的な生活環境創造は望めないばかりか、障害をもつ人々の声が届いていないという意味で、彼らの参加を實現しているとはいいがたい。すなわち、制度化のプロセス、あるいは障害をもつ人々の参加を伴う生活環境改善活動のプロセスにおいては、地方自治体にはまだやるべきことが残されていると考えられる。また現在は、都道府県レベルの福祉のまちづくり条例がすべての都道府県で整備され、そのミニマム基準を超える上積みが、今後の市町村レベルでの条例化等に期待されているのである。

このような点を踏まえると、各地方自治体には、条例化を含めた様々なプロジェクトを通じて、障害をもつ人々の参加を實現し、彼らの声を反映させた生活環境整備を推進していく工夫が求められてくると思われる。

このように今では、障害をもつ人々の参加をさらに促していく主体としての役割が、各自治体には期待されているのであるが、第3節ではその具体的な事例として「さいたま新都心プロジェクト」を取り上げ、障害をもつ人々の参加を實現する生活環境改善活動の課題や対応策について考えていきたいと思う。

### 第 3 節 望ましい「福祉のまちづくり」にむけて

本節では、「福祉のまちづくり」に関わる活動の中でも、障害をもつ当事者参加によるまちづくり活動を推進した例として、さいたま新都心プロジェクトを紹介する。本事例は、様々な障害をもつ人々が参加した画期的な「福祉のまちづくり」プロジェクトであり、その中から、障害をもつ人々が参加する上での課題や対応策について検討していく。<sup>(4)</sup>

さいたま新都心プロジェクトは、首都圏業務機能移転を目的に 1980 年代初頭に検討が始まり、2000 年 5 月 5 日に街開きを行うに至った。国及び民間の業務施設、郵便局、アリーナ、宿泊施設、鉄道新駅、広場、駐車場などが立地している。このプロジェクトは、1997 年埼玉県が広域な都市規模の中では日本初めてとなる「バリアフリー都市宣言」を行い、その後約 1 年をかけ、幅広い障害者の参加をキーワードに具体的なバリアフリープロジェクトとして練ってきたものである。その整備コンセプトは、

- ・各事業者、障害者、市民、地元自治体の誰もがともにスタディできる場づくりのもと、計画を進めていくこと
  - ・子供から高齢者まで、障害のある人もない人も、快適に活動できるまち
- などが挙げられる。具体例として、プロジェクトの参加者の中には、脳性麻痺者、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者の親、筋ジス



トロフィーなどの難病者、など約40名が含まれており、埼玉県内の知的障害者、視覚障害者、聴覚障害者、車いす使用者などほぼすべての障害当事者グループの代表も参加している。また、プロジェクトの進め方として、実際に計画模型や視覚障害者用立体地図を製作しながら計画案を協議するのはもちろんのこと、障害者との定期的な懇親会、模型（視覚障害者用の触知模型も含む）を利用した体験学習、建設現場の視察、視覚障害者誘導用ブロックの実物実験など、当事者参加の試みは多岐にわたった。加えて、新都心駅における高齢者や障害者の移動支援・情報伝達支援のための総合サポートセンターの設置、移動経路の連続性・安全性を確保するために各施設に連続的に敷設された視覚障害者誘導ブロック、磁気センサーを組み込み携帯端末で自由に利用できる音声案内システムなど、すべての人が自由に訪れ、交流し、快適に活動できる環境整備への試みが随所に見られる。

以上のように、このプロジェクトは、障害をもつ人々の参加を促しつつ、生活環境の改善を推進していくという地方自治体に期待される役割を体現した一つの例であるといえるが、そこで見出された課題やその対応策について、以下で少し述べておきたい。

プロジェクトからはいくつかの課題が提起されたが、前述した地方自治体に期待される役割の観点から、その一つとして、ここでは、障害者などのプロジェクトへの参加の時期と

いう問題を取りあげる。本来ならば、構想の段階から計画に加わることが望ましいが、規模の大きいプロジェクトになると、市民や当事者が計画段階から工事まで関わることは困難である。例えば、車いす使用者が工事現場に足を踏み入れることなどはきわめて難しい。その対応としては、建築家、事業者、障害者を含む市民をつなぐコーディネーターを担う人材を準備することである。この役割を建築家が担うことも可能であるし、NPOなど市民間のネットワークに支えられた組織によって担われうる役割ともいえる。日本では行政の側にコーディネーターを担う上での専門性が十分でない場合も多いので、その役割を担うことのできる都市設計・建築設計の専門家やNPOを探す、あるいはそうしたNPOを側面から支援していくなどの取り組みが、地方自治体にはあわせて求められてくると思われる。

第2章第2節でも述べたように、地方自治体には、地域住民や地域の諸団体の関与によって地域の課題解決を遂行していくことが望まれており、ガバナンス（共治）を實現していく主体としての役割も期待されてきている。障害者の参加時期という課題、それへのコーディネーター設定という対応は、まさにガバナンスの主体としての自治体の振る舞いを期待するものである。自治体はその期待に応えることができれば、望ましい「福祉のまちづくり」の實現、ひいては社会システムの革新にむけて大きな原動力になると考えられる。

- 
- (1) 日比野 [3] p. 6
  - (2) 日比野 [3] p. 4 ~ 5
  - (3) 荒木 ほか [2] p. 2 ~ 7、梶本 [6] p. 4 2 6 ~ 4 3 1
  - (4) 梶本 [6] p. 4 3 3 ~ 4 3 8

第 5 章 ユニバーサルデザインの現状と課題  
本章では、ユニバーサルデザインに基づく企業の製品開発に焦点をあてて論じていく。障害をもつ人々の多様なニーズを製品に取りこみ、彼らを取り巻く製品環境や物理的環境の改善を促す可能性をもつ企業のユニバーサルデザイン活動について、その関連概念の整理、市場動向の把握をまずは行う。その上で、企業がユニバーサルデザインに取り組む背景を探り、その取り組みをさらに深化させていく上での課題や対応策について分析していくことにする。

## 第 1 節 ユニバーサルデザインとは

### (1) ユニバーサルデザインの捉え方

ユニバーサルデザイン(以下、UDと示す)とは、「特別な改造や特殊な設計をせずに、すべての人が、可能な限り最大限まで利用できるように配慮された、製品や環境のデザイン」(the design of products and environments to be usable by all people, to the greatest extent possible, without the need for adaptation or specialized design: 原文)<sup>(1)</sup>のことをいい、90年頃までにアメリカで誕生、95年頃より日本でも知られるようになった概念である。提唱した代表者は、89年にアメリカノースカロライナ州立大学に“The Center for Universal Housing”を設立し、96年には建築環境を超えた幅広い目標を反映させるため“The Center for Universal

Design”と名称を変更するなど、建築家・プロダクトデザイナー・教育者として多大な業績を残したロナルド・メイス氏（Ronald L. Mace、1941~1998）である。メイス氏らは、提唱したUDについて、七つの原則（図表5-1）を示しており、これは日本の産業界でデザイン関係者に広く採用され、多様な人々に配慮した製品・サービスの開発等の根拠やツールとして用いられている。

図表 5-1 UD7 原則<sup>(2)</sup>

原則	項目	内容
原則 1	公平な利用	いかなるグループにとっても役に立ち、購入可能なデザイン
原則 2	利用における柔軟性	個人的な好みや能力の広い範囲を許容するデザイン
原則 3	単純で直感に訴える利用法	ユーザーの経験、知識、言語力あるいはその時の集中力レベルに影響されることなく、使い方が理解されやすいデザイン
原則 4	認知できる情報	取り巻く条件やユーザーの感覚的能力と関わりなく、ユーザーに対して効果的に必要な情報を伝達するデザイン

原則	項目	内容
原則 5	エラーに対する寛大さ	危険や、予期しないか、あるいは意図しない動作をもたらす不利な結果を最小限にするデザイン
原則 6	少ない身体努力	効率が良く、心地よく、しかも最も疲れの少ない状態で活用されるデザイン
原則 7	接近や利用のためのサイズと空間	適切なサイズと空間がユーザーの身体の大きさや姿勢、あるいは移動能力と関わりなく、近づいたり、手が届いたり、操作したりするために十分に整えられているデザイン

(出所：(財)共用品推進機構編[15]p.52)

以上の7原則は、環境やモノをデザインするための基本となる要素をとりまとめているが、それらを総合するとUDの本質は以下の2点に集約される。

- ・使う人が中心(ユーザー本位のデザイン)
- ・すべての世代に対応(可能な限り多くの人に利用できるデザイン)

以上を見ると、UDは決して企業のモノづくりに限定された概念でないことがわかる。本章では議論の混乱を避けるため、あくまで企業のUD活動を中心に見ていくが、第4章

で述べた「福祉のまちづくり」にも UD としての発想が求められているし、第 3 章で述べた差別禁止法も各主体の UD に基づく取り組みを促進するものである。その意味で本稿は、UD という発想を糸口として、障害をもつ人々が抱える問題を解決していく場合の、各主体の役割について論じている論文であるともいえるのである。つまり、UD は、インクルージョン・パラダイムに基づく社会システム構築を、デザインという側面から実現していこうという理念を示したという意義も持ち合わせており、まさに社会システム変革の実行原理としての役割を果たしている。

また、メイス氏らがこのような概念を提唱した背景からもそういったことがいえよう。UD が提唱される背景には、第 1 章第 1 節(1)で説明したような障害をもつ人々の平等権の確立をめざす障害者運動や ADA の成立を含む障害者施策の展開という社会動向があり、この点は社会システム変革が求められてきた背景と同一のものである。アメリカでは障害者運動が ADA などの施策に確実に反映されてきたが、そのような法制度だけでは、障害をもつ人々が自立生活を送っていくには不十分な部分もあった。(3)そうした状況が、法律のみならず誰もが使いやすいモノを追求するための概念づくりに結びついてきたのである。

UD に基づくモノづくりを進めるにあたっては、この 7 原則がよく用いられるが、国内では静岡文化芸術大学デザイン学部空間造形

学科教授の古瀬敏氏がよいデザインの要件として、価格妥当性、持続可能性、審美性といった7原則にはない観点を挙げており<sup>(4)</sup>、7原則が広まった以降の90年代に「市場性」という要素が重要視され始めたことを考慮すると、この点は非常に重要な観点である。確かに、UDの考え方を一般的な商品に定着させるためには、UDへの対応が単純なコスト高を招くことなく、一般消費財として市場原理の中で生き残っていくことが必要である。つまり現在の日本において、UDを普及させていくことを現実に考える場合、UDに市場性を掛け合わせることで、経済システムの中にうまく組み込んでいくことが求められる。要するに、企業のUD活動を見ていく場合には、価格妥当性や審美性といった市場性の高さについても考慮して、UDを捉えていく必要がある。

加えて、UDをデザインの結果としてだけではなく、モノづくりのプロセスとして注目する見方もある。UDは「様々な状況で様々な人が使えるため、より市場性がある製品のデザインプロセス」<sup>(5)</sup>と表現されるなど、その特徴として、計画の策定から実行までの各段階における利用者の声の反映、その繰り返しによるデザインの進化、継続的に改善を続けていく仕組みづくりなど、その結果だけでなく、改善の積み重ねというプロセスを重視している点が挙げられる。この点は、前述した「ユーザー本位のデザイン」というUDの



本質とも関連してくる。また、そうした改善の積み重ねにより、デザインの完成度が高まり、利用できる対象ユーザー範囲の拡大や利便性向上が図られていく。この点は、前述した「可能な限り多くの人に利用できるデザイン」というUDの本質と関連してくる。すべての人に対応できるデザインが一回の試みでできるとは限らず、このように改善を積み重ね、スパイラルアップしていくプロセスが重視されている。川内[12]でも、改善を続けていくための仕組みづくりが重要視され、その仕組みの良し悪しによって、UD製品が利用者にとって使いやすいものとなるかどうかが決まってくるため、多様な人々の参画を促したりするよう柔軟な対応が求められることが示唆されている。つまりUDは、製品や建築をできる限りすべての人に使いやすいくなるようデザインするために、たえず改善を図っていくモノづくりのアプローチそのものであるともいえる。

以上から、ユーザー中心・より多くの人に・市場性・プロセス重視といったキーワードが、企業におけるUDを捉える上で重要な視点になっていることがわかる。

## (2)類似概念の整理<sup>(6)</sup>

ここで、UDと類似する概念・用語について整理しておく。

### 1)バリアフリーデザイン

「障害がある人や高齢者などが、社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）が

ないように意図された設計」と定義される。  
1974年国際障害者生活環境専門家会議で「バリアフリーデザイン」という報告書が出されたことから、この言葉が使用されるようになった。当初は建築用語として、建物内の段差の解消などの「物理的障壁の除去」という意味合いが強かったが、今日の日本ではさまざまな製品やサービスを含め、障害をもつ人々にとっての社会的・制度的・心理的障壁を解消するといった意味合いも含んでいる。

一般的に、バリアフリーデザインとUDの違いは、前者がはじめに障害（バリア）があることを前提として、それを取り除くためのデザインという意味に対して、後者は最初からより多くの人々に広く門戸を開くデザインという意味と説明されることがあるが、日本ではUDをも意味する用語として幅広く用いられていた部分もある。また、その対象が高齢者・障害者中心か、あらゆる人々を包含するのかといった違いも指摘されることがあるが、高齢者や障害者に配慮することで結果的にすべての人々にとって使いやすい製品や環境が実現されることも多く、現実的には大きな違いにはなりえていない側面もある。

一方で、バリアフリーもUDも、ともに、すべての人の平等な社会参加の実現という同じ目標の実現を目指すものである。前述した解釈にならえば、ユニバーサルデザインは、できるだけ多くの人にとってより快適な環境とするため、最初からあらゆる方法でバリア

を生み出さないようにするものであり、バリアの存在を前提として、その除去を行うバリアフリーを包含する概念といえるが、実際に多くの企業で、バリアフリーとして取り組んで得た成果をユニバーサルデザインに整理・統合する動きが進んでいることを見ても、日本ではUDと同様の理念を持った用語ということができる。

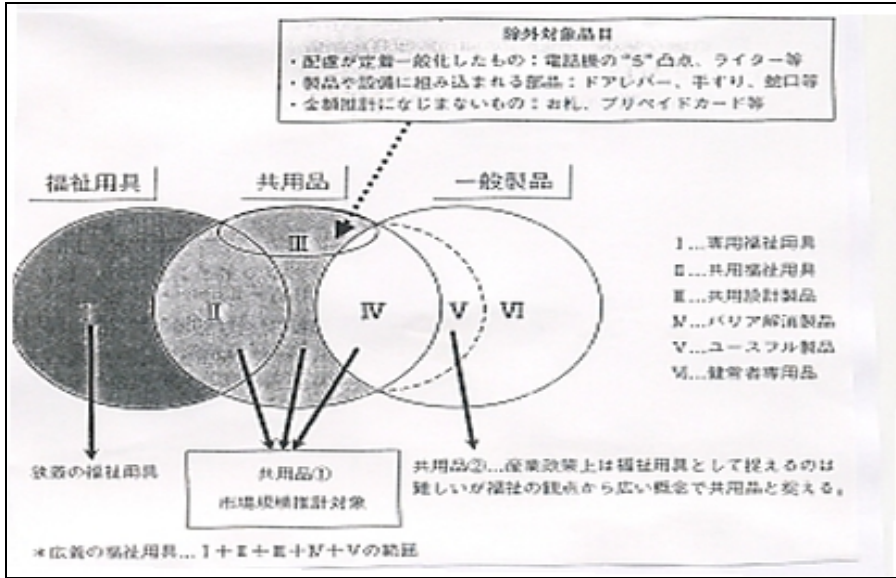
## 2) 共用品・共用サービス

「身体的な特性にかかわらず、より多くの人々がともに利用しやすい製品・施設・サービス」と定義され、以下の3点を包括する概念と説明されている。

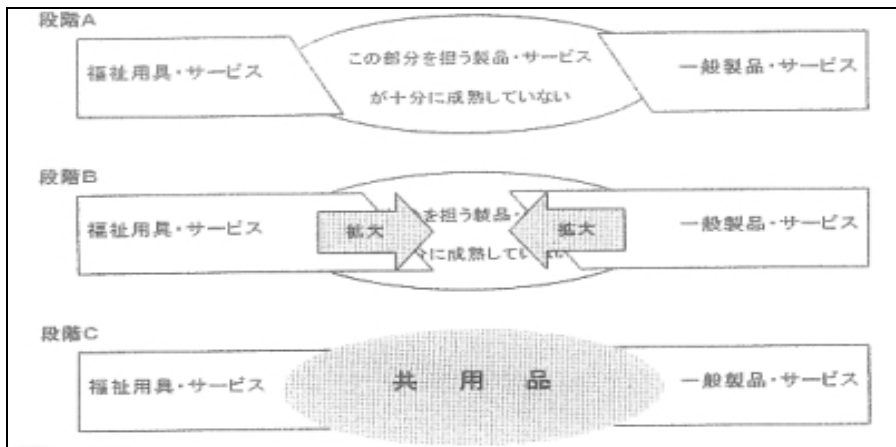
- ・ 最初から全ての人々を対象に、適合するように考える共用設計
- ・ 一般製品の利用上の不都合をなくすバリア解消設計
- ・ 福祉用具がもとで一般化した福祉目的の設計

定義を踏まえると、UDとほぼ同義の概念と言ってもよい。意義としては、この概念に含まれてくる製品やサービスの範囲を明確にしただけでなく、最初からすべての人々を想定して作るだけでなく、一般製品を高年齢者・障害者でも使いやすいようにしていく、あるいは福祉用具でも一般に利用できるようにしていく、という多様なアプローチを提示した点にある。その意味では、UDを実現するプロセスに、より現実的なアプローチを提示した概念ということができるかもしれない。

図表 5-2 共用品の範囲とアプローチ



( 出 所 : ( 財 ) 共 用 品 推 進 機 構 編 [ 1 5 ] p . 5 8 )



( 出 所 : 日 本 政 策 投 資 銀 行 政 策 企 画 部 [ 2 4 ] p . 2 1 )

### 3) アクセシブルデザイン

「何らかの機能に制限がある人に焦点を合わせ、これまでのデザインをそのような人々にニーズに合わせて拡張することによっ

て、製品や建物やサービスをそのまま利用できる潜在顧客数を最大限まで増やそうとするデザイン（受け入れやすく、利用しやすいデザイン）」と定義され、その実現方法として次の3点が挙げられている。

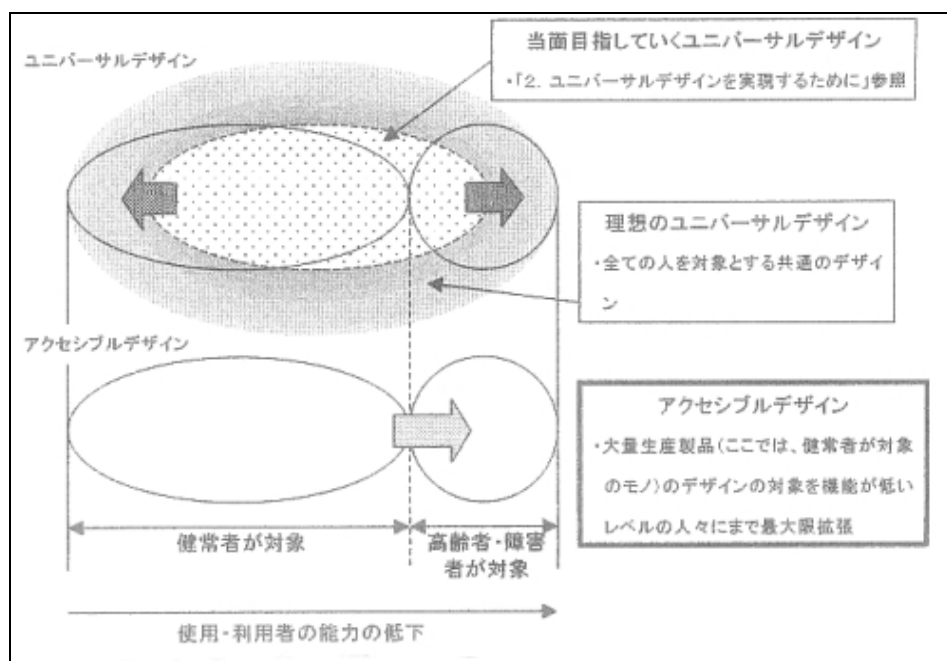
- ・ 改造することなくほとんどの人が利用できるように、製品、サービス、環境を設計する
- ・ ユーザーに合わせて改造できるように設計する
- ・ 標準規格の採用により、障害者向けの特殊製品との互換性を持たせ、相互接続を可能にする

2001年11月に発行された「ISO/IECガイド71」<sup>(7)</sup>の中では、その定義に関してUDに含まれる概念としながらも、ガイドの狙いのひとつとして、その概念の採用に伴う市場拡大の利得について注意を促すことと説明している。これは本節(1)で説明したUDの市場性という観点に関わるものであり、加えて、各国がそれぞれ採用している概念を、国際標準の見地からアクセシブルデザインで統一していこうという意図をも示している。

同時に、「すべての人のために」というだけでは想起しにくいUDに向けた具体的設計対応や環境整備において、より現実的に「使えるデザイン」の実践を促す概念でもある。つまり、アクセシブルデザインは、すべての製品を“あらかじめ”すべての人のために生産することは、一般市場を対象とした設計原

理において不可能であることを認め、より多くの人があるまま使えるような工夫や、障害に合わせ改造しやすくするなど、様々な手法を組み合わせることを前提とした考え方であり、この点は共用品のところで説明したような、UD 実現のプロセスを補完する概念と捉えることができる。

図表 5-3 UD とアクセシブルデザインの違い



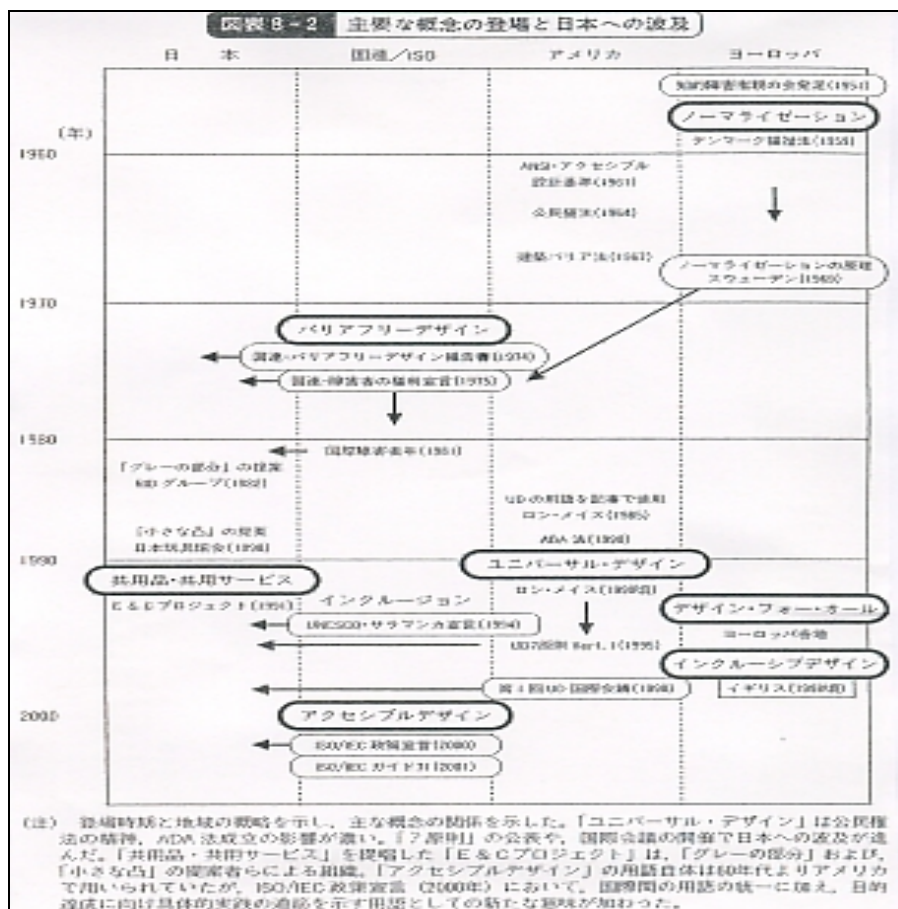
( 出 所 : 日 本 政 策 投 資 銀 行 政 策 企 画 部 [ 2 4 ] p . 2 8 )

以上からわかるように、各概念は、実現へのアプローチにおいては、それぞれ具体化のレベルや内容に若干の差異があるものの、その実現によって目指している目標やビジョンにおいては、UD と一致している。国際的な見地からすると、統一用語であるアクセシブルデザインを用いるのが正しいが、本稿では、

中心と見ていく企業において、UD という用語が積極的に用いられている状況を踏まえ、UD という用語を用いて論を展開していきたいと思う。あくまで、ここで踏まえた類似概念の要素を含む「UD」として、ご理解いただければ幸いである。

ここで紹介した概念を含む、主要な概念の登場と日本への波及についても、あわせて以下に示しておく。

図表 5-4 各概念の登場背景と波及

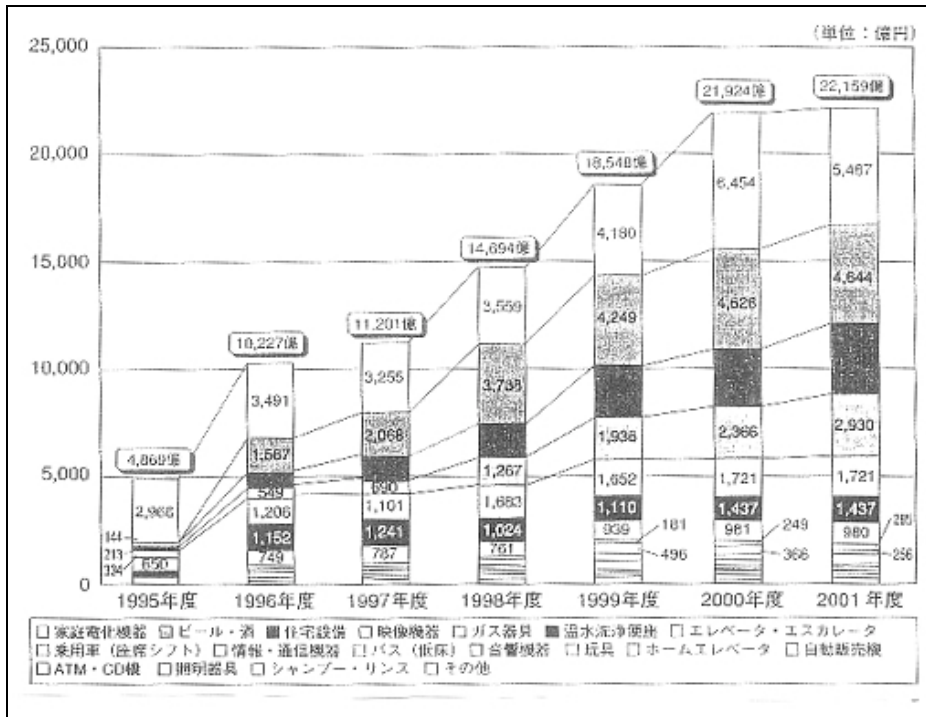


(出所：谷本 [39] p.160)

## 第 2 節 ユニバーサルデザインの市場

UD の市場規模についての統計はないが、前節で詳述した類似概念の共用品については、財団法人共用品推進機構が市場規模を推計している。これを参考に UD の市場規模について探っていきたいと思う。

図表 5-5 共用品市場規模の推移



(出所：谷本 [39] p165)

図表 5-5 からわかるように、共用品の市場規模は、2001年度の段階で 2 兆 2,159 億円であり、過去数年間をみても順調に市場を拡大してきていることが分かる。製品別の市場規模としては、家庭用電化機器 (5,467 億円)、ビール・酒 (4,644 億円)、住宅設備 (3,205 億円)、映像機器 (2,930 億円)、ガス機器



( 1,859 億円 ) などが、特に金額が大きいものとして挙げられる。製品別の動向をみても、住宅設備 ( + 20.9%、553 億円増 )、映像機器 ( + 23.8%、564 億円増 ) などは堅調に出荷額が伸びており、低床バス ( + 55.0%、137 億円増 ) など、2001 年 11 月の交通バリアフリー法施行の影響により、路線バスにおける共用化 ( 低床化 ) が進んだことを一つの背景にして伸びている分野もある。このことから、法制度の整備も市場の形成に大きな影響を及ぼしていることがうかがえる。

一方で、共用品が一般的製品の中で占めるシェアは、2001 年度段階で 7.4% であり、シェアの高いものとしては、ガス機器 ( 61.6% )、ビール・酒 ( 59.0% )、エレベーター ( 49.6% )、シャンプー・リンス ( 37.8% ) などが挙げられる。ちなみに 1998 ~ 2001 年度の推移をみると、1998 年度 : 4.5% 1999 年度 : 6.0% 2000 年度 : 7.4% 2001 年度 : 7.4% と横ばいであり、シェア自体も決して高いとはいえないが、市場規模で順調な伸びを見せる映像機器などは、まだまだシェアが大きくなる可能性を秘めており、高い成長性を有していることには変わりない。

こうしてみると、UD 市場は企業にとって非常に魅力的な成長性のある市場であると言えることができる。実際に、経済産業省の報告の中でも、UD 市場の将来動向について、「国民経済計算の実質家計最終消費支出が 1997 年度から前年度比マイナスに転じている経済

環境の中で、共用品が10%以上の市場の伸びを示しているように、各種の製品の中でのUDの割合は飛躍的に増加していくものと考えられる。さらに、従来からUDが進んでいなかった領域への拡大も考えられるので、全体として年間10%以上の市場拡大は期待でき、仮に高齢化のピークとなる2025年まで、この伸び率で推移すると仮定すると、その市場規模は少なくとも約16兆円（現在の民間最終消費支出の約5%程度に相当）となる。」<sup>(8)</sup>と述べられている。企業が今後成長していくためには、製品をUDという観点から捉えなおし、場合によっては製品開発のプロセスを組み替える必要性が出てきているということが、こうしたマーケット観からもはっきりとうかがい知ることができる。

### 第3節 今、なぜユニバーサルデザインなのか

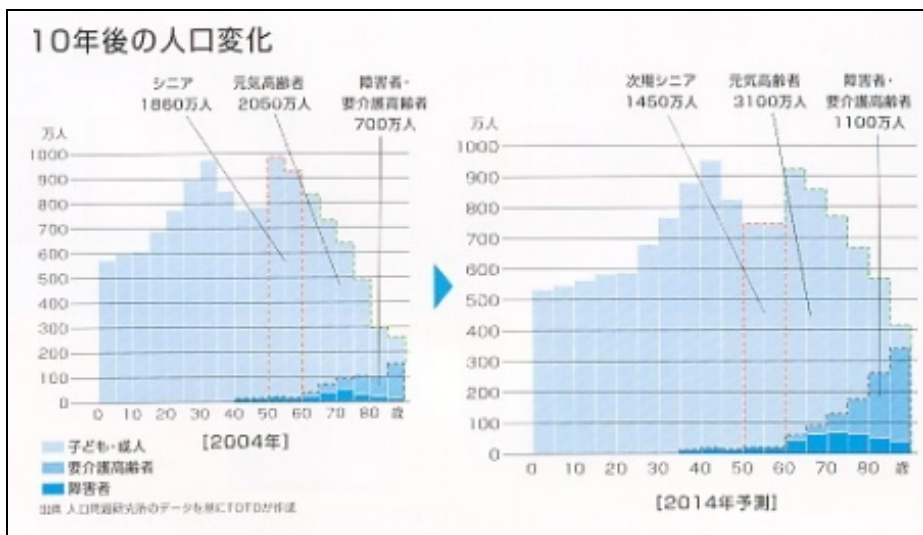
第2節で述べた市場規模の動向の背景には、企業がUDに取り組む社会的な要因も存在していると考えられる。本節では、その点を詳しく見ていくことで、企業がUDに取り組む背景への理解をより一層深めたいと思う。

第一の要因は、市場の人口統計上の傾向である。その一つとして、高齢化の進展が挙げられる。2002年10月時点では、65歳以上の高齢者の人口は2,363万人で、総人口（1億2,744万人）に占める高齢化率は18.5%であった。また、下の図表を見てもらえばわかる

とおり、今後とも高齢化の加速が予想されており、そうした市場を構成する年齢層の変化に、企業は対応を迫られている。

高齢者だけでなく、障害者の推移も市場の人口構成変化を後押しする要因の一つである。身体障害者（18歳以上）は、戦後一貫して増加傾向をたどっており、近年は高齢化を背景に、全身体障害者に占める高齢身体障害者の割合も増加している。この傾向から察するに、高齢になってから何らかの障害を抱え、日常生活に影響が出てくるケースも考えられうるといえる。障害という形で統計上認識されなくても、日常での不便さを感じる人々まで含めると、近似するニーズや不満を抱える相当数の人々が市場に存在していると考えられる。

図表 5-6 人口変化の推移と将来予測



（出所：TOTO ユニバーサルデザインコンセプトブック p.15）

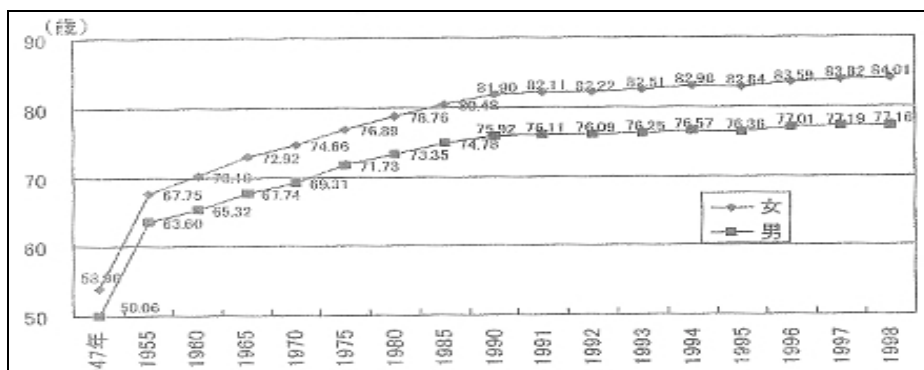
図表 5-7 身体障害者の障害別・年齢別推移

(単位:千人)						
	総数	視覚障害	聴覚言語障害	肢体不自由	内部障害	重複障害(再掲)
昭和26年	512	121	100	291	-	-
30年	785	179	130	476	-	-
35年	829	202	141	486	-	44
40年	1,048	234	204	610	-	215
45年	1,314	250	235	763	66	121
55年	1,977	336	317	1,127	197	150
62年	2,413	307	354	1,460	292	156
平成3年	2,722	353	358	1,553	458	121
8年	2,933	305	350	1,657	621	179

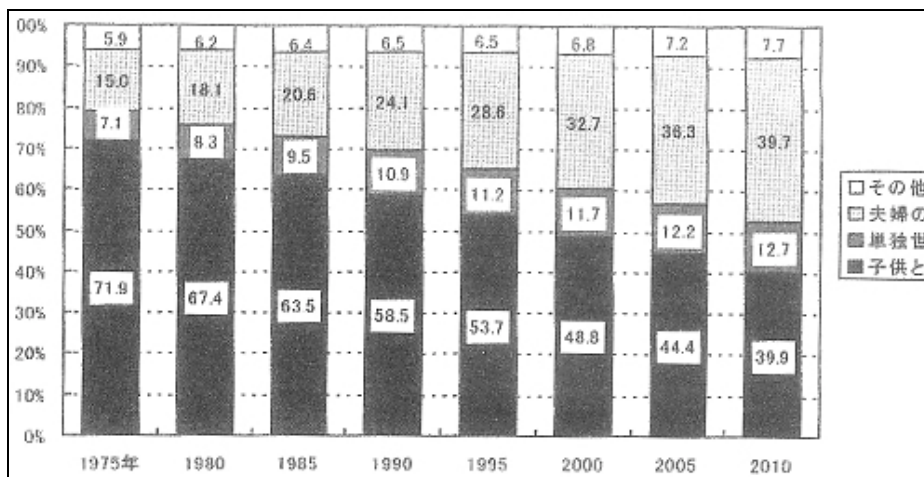
(出所：日本政策投資銀行政策企画部 [24]p.10)

さらに、高齢者のライフスタイルが変化してきた点も、見逃すことのできない要因である。図表 5-8 を参照してもらおうとわかるように、平均寿命の伸長や高齢者単独世帯の増加といった傾向が統計に表れている。つまり、平均寿命の伸長から、仕事や余暇を楽しもうという元気な高齢者（アクティブ・シニア）の増加が考えられる。加えて、少子化や核家族化の進展から、高齢者のみ（単独世帯、夫婦のみ）で居住する人口も相対的に増加していると思われる。これは、子供に頼らない自立した生活を営む高齢者や、これまで以上に社会のあらゆる領域に活動範囲を広げていこうという高齢者が増加してきていることを意味している。そのため、企業の開発した製品やサービス、環境との接点が従来よりも多くなる、あるいは密になる可能性が高まっており、企業にとっても見過ごすことのできない顧客層になりつつあると思われる。

図表 5-8 平気寿命と世帯別の高齢者人口構成比



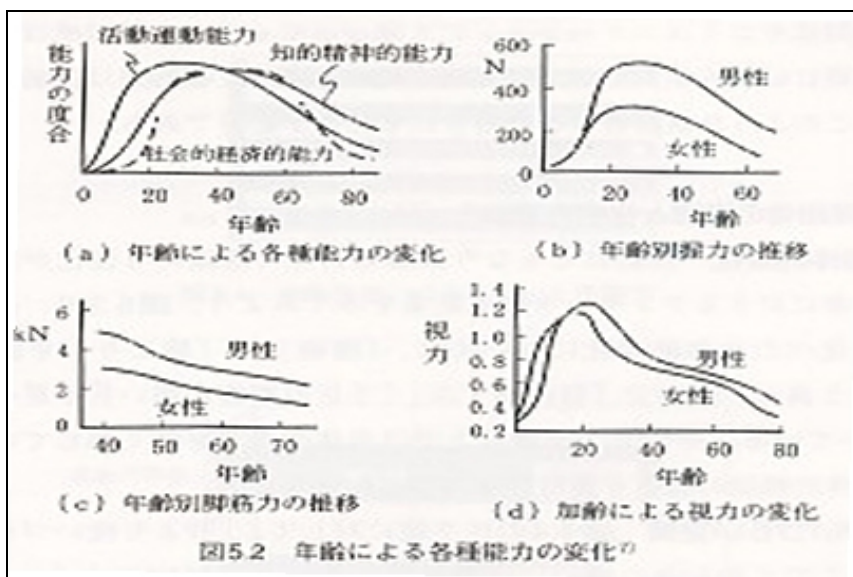
(出所：日本政策投資銀行政策企画部 [24] p.11)



(出所：日本政策投資銀行政策企画部 [24] p.12)

このような市場を構成する人口構造の変化に伴い、高齢者等の人口規模、保有資産、購買意欲などが有望な市場として認識され、彼らに受け入れられる製品開発が、企業にとっても重要とされる時代となってきたと思われる。それにより、製品開発において標準とされるユーザー対象において、これまでの健康な成人男性を標準とした発想からの根本的な転換を求められるようになってきている。

図表 5-9 加齢による身体機能の低下



(出所：ユニバーサルデザイン研究会 [42] p.145)

つまり、高齢者や障害者の身体機能を踏まえ、彼らのアクセシビリティとユーザビリティに関するこれまで特殊であったニーズへの対応を一般化することが、新たな商品開発の創出につながり、事業上のメリットがあるということが認識されてくるようになったのである。経済産業省の報告における、「2005年以降には、我が国における50歳以上のエルダー層が半数以上を占める社会となることから、魅力ある商機としてUD製品市場にスポットが当たっている。」<sup>(9)</sup>という表現が、その変化を端的に表している。梶本[6]においては、「これまで少数派とみなされてきた高齢者や障害者などの「弱者」が多数になり、社会生活への参加が当たり前になれば、あらゆる環境、製品、サービスにユニバーサルデザイ

ンとしての質の向上が求められるだろう。」  
(10)あるいは、「ユニバーサルデザインの概念を実践することは、長期的な社会の利益になることは明らかだ。特に超高齢化社会が既に現実のものとなっている日本では、たとえ短期的なコストアップになっても、ユニバーサルデザインを実践し、商品性を高めていかなければ、市場から受け入れられなくなっていく。」(11)と述べられており、障害をもつ人々のニーズを確実に製品に反映していかなければ、市場で勝ち残っていけない恐れがあることも指摘されている。

第二の要因として、商品に対する要求の変化が挙げられる。(12)経済社会の成熟化が進み、より質の高いゆとりや豊かさを求める気運が高まってきたことを背景に、生産者・供給者側の観点だけではなく、むしろ、消費者・生活者側の視点に立った使いやすさを重視したモノづくりが、一般消費者の中でも求められてきている。特に近年、情報化を始めとする技術革新の進展により、製品の機能は高度化・複雑化する一方で、製品の機能と使用する側の身体機能のギャップが拡大し、製品本来の機能・価値が十分に発揮されなかったり、生活者側からみて使いづらい製品が供給されたりする懸念も増大している。すなわち、こうした情報化の促進に伴い、多機能化・高度化が進み、利用や操作が複雑化したことに対し、分かりやすさや単純な操作へのニーズが高まってきているといえる。

こうした変化によって、UDに取り組むことで、企業にとって、製品品質の向上、企業のイメージアップや企業ブランドの構築・企業価値の向上、製品のトータルコストダウン（例えば、お客様相談室運用に要している消費者対応コストの低減など）の実現、新規事業や新製品創出の可能性、といったメリットが生まれてくるようになってきている。つまり、こうした意味での市場の成熟も、企業がUDに取り組む一つの要因といえる。

第三の要因として、市民権や社会的な価値観から生まれた法による規律づけが挙げられる。権利意識の高まりや国際的な議論によって、社会の構成員が多様であることの認識が拡大し、どういった構成員に対しても、公平な社会参加の機会を保障する法整備につながっていった流れは第1章で述べた。そうした経緯をへて、各国では法律や規則によって、企業に対して障害を持つ人々にも使用可能な製品を作るように求めるようになってきている。第2節で述べた交通バリアフリー法がもたらした低床バス普及への影響などが、日本における一つの例といえる。グローバル企業の場合には、国内法のみならず、ISO13407、リハビリテーション法508条<sup>(13)</sup>、通信法255条など、国際的なアクセシビリティとユーザビリティに関する規格・法規に対応するため、UDに基づく開発プロセスを取り入れる必要が出てきている。

ここでは、第三の要因の一つともいえる



ISOでの議論について、簡単に確認しておきたい。(14)

ISO(国際標準化機構)においては、UDや共用品のコンセプトを国際規格化しようという動きがある。ユーザビリティの規格としては、既にISO13407が制定されているが、前述したアクセシビリティを統一用語にして、ISOの委員会を構成する一つの組織であるCOPOLCO(消費者政策委員会)を中心に標準化の作業を積極的に進めている。先に説明した2001年11月発行の「ISO/IECガイド71」は、個別の業界や製品に対する認証を要求するようなスタンダードとは異なり、国際機関や各国の規格作成機関に対して、規格作成作業において高齢者・障害者ニーズを考慮すべきことうたったガイドラインであるが、わが国においても、同ガイドは2003年6月にJIS化され、今後も国家規格であるJISをISO規格と整合化させる作業が一層進むと見られている。

こうした国際的規格化の背景には、先進各国での高齢化の進展や、第1節で確認したように、各国でUDに関連する概念が提起されてきたことが挙げられる。各国政府の中で、高齢化などの問題が重要な政策課題として位置づけられ、製品開発においても、共通事項の秩序化や互換性の向上によって生産性や利便性を高める規格づくりが、重要な政策の一つとなってきたと思われる。こうした国家規格への動きは、さらにそれを世界的に統一す

る国際規格づくりへの議論を促すことにつながった。

今後、こうした国際舞台での議論をもとに、個別の業界や製品に対する認証を要求するようなUDの国際規格が作られていくかは、加盟国間でどのような議論がなされるかにもよる。ただ、ガイド71を基本として電気製品など各分野でのセクター規格づくりへと、標準化作業の一層の広がりを促していくことが加盟国には期待されており、特にガイド71作成で議長国・事務局を引き受けた日本においては、そうした広範な規格づくりを先導していく取り組みが、今後とも増えてくると思われる。こうした状況も、企業のUDへの取り組みを促進させる要因の一つであろう。

以上のような要因を踏まえると、企業は、UDに取り組むことによるチャンスと、取り組まないことによるリスクを同時に抱えている状況にあるといえる。つまり、ユーザー中心・より多くの人に・市場性・プロセス重視といった重要な要素を製品開発の中でどれだけ実現し、市場への投入までのスピードをどれだけ早めることができるか、そうした取り組みを可能にするモデルをいち早く確立することが求められており、ある意味、UDを一層深化させることが必要とされているともいえる。一方で、本稿の趣旨にのっとれば、社会システム変革の主体としての企業が果すべき役割や克服すべき課題を明確化させるため、企業のUD活動をそうした主体としての側面

からあらためて捉え、課題点などを浮き彫りにしていく必要があると思われる。次の第4節では、UDをどういう方向に深化させていくのか、その方向付けとして、企業のUD活動が社会システム変革に寄与するかどうかなどという視点に立ち、現状の課題点を洗い出す。その上で、そうした課題を克服する対応策のモデルとなるような企業の事例をいくつか示し、考察を加えたいと考えている。

#### 第4節 ユニバーサルデザインを深化させる 上での課題と対応

これまでの節でみたように、UDに対する企業の取り組みは着実に広がってきており、今後も拡大していく社会的な背景があることは確かであろう。それでは、企業のUDへの取り組みが、インクルージョン・パラダイムに基づく社会システムの構築により寄与するためには、どのような課題があると考えられるのかを、ここで改めて捉え直してみたい。

生産から販売に至る企業の経営プロセスは、大きく分けて、インプット・スルー・アウト・アウトの3つに区別することができる。

インプットとは、製品を実際に形にするための原材料をどのように調達してくるのかといったプロセスが含まれるが、インクルージョン・パラダイムに基づく社会システムの構築において重要とされるのは、ユーザーとしての障害をもつ人々のデータをいかにうまく

集めてくるのかという点であり、それが企業にとっての課題となる。障害をもつ人々の身体機能などのデータが集められなければ、彼らにとって使いやすい製品ができる可能性は低い。しかし、障害と一口に言っても、その種類や程度は人によって様々であり、それをどれだけ幅広く情報として認識していけるかが、インプットという面からみた企業のUD活動の課題といえる。

スループットとは、原材料などを企業の技術やノウハウで市場価値のあるものにどう変換させるのか、といったプロセスが含まれる。これも、インクルージョン・パラダイムに基づく社会システムの構築という視点から考えると、障害をもつ人々に配慮した商品をいかに増やし、かつ各商品のアクセシビリティなどの質を高めていくのかという課題が、企業にあると考えられる。UDに基づく製品を、一つではなく、企業が扱うあらゆる製品に拡大していくことで、障害をもつ人々の選択肢や環境は大きく改善されるだろう。さらにその製品の多くが、様々な障害に対応していたとすれば、社会システムの変革に大きく寄与できると思われる。つまり企業には、UDへの取り組みを、量・質ともに拡大するという変換作業が期待されている。

アウトプットとは、生産物をどのように需要者の手に届けていくのかといったプロセスが含まれるが、これも同様の視点から考えると、企業は、障害をもつ人に配慮して開発し

た製品を、ちゃんと彼らの手に届かせることができるのかという課題を抱えていると考えられる。選択肢が増えるということは、それだけ情報提供も的確になさなければならない、その製品がどの障害に特に有効かなどの情報が容易に把握できなければ、せっかくの製品も障害をもつ人々に届かず、社会システム変革は実現しないことになる。つまり、企業と消費者の間に元来存在する情報の非対称性の問題を乗り越えるような施策も、企業はUDの推進の際にあわせて講ずる必要がある。

以上3つの課題点を整理すると、次のようになる。

- (1) 対象となる障害をもつ人々のユーザーデータをいかにうまく集め、かつ対象に含める障害の種類やその度合いの幅をどのように広げていくのか（インプットの問題）
- (2) UDに基づく商品をいかに増やし、かつ各商品の質（アクセシビリティなど）を高めていくのか（スループットの問題）
- (3) どの製品がどの障害をもつ人に使いやすいのかという情報を、いかにして消費者が容易に把握できる状態を作り、その消費者（障害をもつ人）の手に商品を届きやすくするのか（アウトプットの問題）

これにより、企業のUD活動が社会システム変革に寄与するかどうかという視点からの深化の方向付けは見えたと思う。以下では、上記の課題について実際の事例を参考に、対応策を探っていく。

## (1)インプットの問題

多様な障害をもつ人々のデータをうまく集めるために、メーカーは障害をもつ人々との間において、生活者である彼らのニーズに関する情報を共有化し、多様なニーズを把握しやすい体制をつくっておくことが求められる。

対応策の具体例を考えていくと、ユーザーデータを集める工夫としては、

- ・ 公的試験研究機関が公表しているデータを活用する
- ・ 人間特性データを測定する全社的な組織や設備を用意するなど、自社内で独自に人間特性データの測定を行うことで、一回のユーザーとの対話で得られる情報の精度を高める
- ・ 市民団体や関係NPO、大学などとコラボレーションする

などが一般的に考えられる。特に自社内で独自にデータを集める仕組みをつくる企業は、UDへの先進的な取り組みを見せる企業の中にも多く、それなりの投資が必要だが、その分大きなメリットもあることを示していると思われる。そのような企業の中でも、モデルとなりそうな具体例として、TOTOの取り組みを紹介したい。

TOTOは2002年12月、北九州市にUD検証スタジオ(UD研究所)を開設した。これは、製品開発前の調査段階で、ユーザーがある商品をどのように使用しているのか、その

際の一連の行動を細かく分析する専門的な施設である。また、幅広いユーザーをテストしようとした場合、必要な人数を確保することは容易ではないが、TOTOでは以前より社内外の高齢者・障害者による「高齢者・障害者ネットワーク」という自前のモニター組織を運営し、こうした問題を解決している。現在は「UDモニターネットワーク」として、子供なども含め約280名にのぼる方々が、モニターとして登録している。登録者は九州在住者が中心であるが、さらに多様な年齢や障害に対応するべく、今後は九州以外の地域からも登録者を増やしていくことを検討している。

TOTOの事例は、障害をもつ人々の多様なユーザー情報を幅広く製品に取り込むためのヒントを与えてくれている。つまり、施設（ハード）と人材（ソフト）の両面から、情報を収集・分析・把握しやすい環境を整備しているという工夫である。こうした観点は、他社にとっても参考となるような取り組みではないかと思われる。

## (2)スループットの問題

UD製品の量・質を高めていくためには、企業ごとに個別の社内規格を策定して開発・評価を行うと同時に、そうやって策定した社内規格の条件となる設計配慮事項やUD開発の手順・ルールをガイドラインとして明文化し、1商品の開発にとどめたり、1部門に限定したもので終わらせることなく、他の開発部門にまで横断的な展開を図ることが必要で

ある。さらに、こうした取り組みを推進していくための組織体制を、扱う製品の幅やノウハウの蓄積具合に合わせて確立することも欠かせない。

具体的な対応策の例としては、

- ・ UD の定義や配慮事項等を策定し、社内に普及、フィードバックを受けて充実を図り、さらに製品ごとなど具体的な配慮ポイントとして整理していく
  - ・ NPO や外部研究機関等（大学など）とのコラボレーションによって、社内に不足している専門知識やノウハウを補うことで、事業体制を構築する
- などが考えられる。

前者については、企業内に UD についてのノウハウが散在している段階において、有効な対応であると思われる。そのノウハウを集約して、実際の生活者の使用方向を踏まえつつ、個別製品に対応した配慮事項等を製品分野に応じて具体的に作成することが望ましく、それを円滑に進めるためには、UD 推進室などの各事業部に横断的に関わることのできる部署に権限をあたえるといった措置も必要である。ここでは、そうした取り組みを進めた一例として、松下電工の取り組みを紹介する。

松下電工では、家電商品、建材商品など特性の異なる商品に対しても適用できる、UD 商品の開発配慮事項(設計ガイドライン)と、これをもとに創出した商品が UD 商品として妥当かどうかを評価する手法を開発し、自社



の製品から、UDに基づくものをさらに増やし、その質も高めていくことを意図した体制を構築した。具体的な評価方法としては、UD基本配慮事項をもとに品質目標、弊害ポイントをチェックし、該当項目をクリアしたものを「UD配慮商品」とする。さらにその中でも、業界初、業界トップレベルなど目立ったUD的特長を備えたものについては、「UD認定商品」と定め、認定商品は、社内外のメンバーで構成する委員会で決定するようにしている。今後市場に投入する製品については、すべて最低でもUD配慮商品とすることを目指している。

こうした手法は社内を啓蒙する効果もあり、より幅広い製品分野でのUDの浸透を後押しするモデルといえよう。ただし、社内でのこうした体制は、社外の動向に遅れを取ったものならないよう注意が必要である。つまり今後は、使いやすさなどの定量的なデータ蓄積をさらに行い、設計への標準化を図るとともに、各規格による評価・基準値などを取り込むといった社会動向に即した、あるいはその一歩も二歩も先をいく柔軟な手法へと、スパイラルアップしていくことが求められる。その意味では、(1)の問題とも関連してくる対応策である。

後者については、社内にUDに関するノウハウなどがないときに有効な対応であると思われる。社内にUDについてのノウハウが十分でない場合、自社単体で対応策を講ずるよ

りも、別の主体との協働によって、より多くのメリットを得られる場合がある。そのような対応策の一例として、ここでは NEC と多摩美術大学のコラボレーションの例を紹介したい。(15)

NEC のデザイングループと多摩美術大学生産デザイン学科プロダクトデザイン研究室は、1996 年から 4 年間、3 年生を対象に UD 商品開発のための教育とデザインプロセスの開発を行った。NEC 側の成果としては、

- ・ UD 商品のデザインプロセスとデザインガイドラインの開発
- ・ UD 商品の実現

の 2 点が挙げられる。実際に現在、いくつかのケースで、この取り組みで得られたデザインプロセスを取り入れた UD 商品開発が今も進められようとしている。この取り組みは、社内における啓蒙効果もあわせて狙ったものだったが、実際にこの産学協同を通じて UD 製品の商品化が実現したことの意義は大きく、この取り組みにおける UD 概念教育のために開発されたワークショップは、企業のエンジニアやデザイナー向けにブラッシュアップされ、各所で実施されており、将来的には、NEC の全社的な教育システムに組み込まれる可能性を秘めている。

このように、別の主体との連携によっても、設計配慮事項や UD 開発の手順・ルールをガイドラインとして明文化し、全社的な体制に発展させていくことが可能であり、そうした

取り組みによって、扱う製品の幅・質を高め  
ていく土台を築くこともできると考えられる。

### (3)アウトプットの問題

一口にUDといっても、各社の取り組みには差がある。どのUD商品が優れたユーザビリティをもっているのか、どの製品がどの障害をもつ人に使いやすいのかという情報がちゃんと提供され、消費者が容易に把握できる状態でなければ、その消費者(障害をもつ人)の手に商品が届きにくくなり、真の意味での社会システムの変革に至らない可能性がある。

この点については、(財)共用品推進機構の方からも話をうかがうことができた。<sup>(16)</sup>現状においては、製品化された後の情報提供、つまりアウトプットの問題が一番のボトルネックになっていると認識しており、そこからも、この問題の重要性をうかがい知ることができる。共用品推進機構の方の話を参考にすると、具体的な対応策のポイントは、以下の2点である。

- ・ 流通の役割がカギ
- ・ NPOへの期待

まず前者についてであるが、UD製品普及に向けた情報提供には、製造事業者が生活者に対して積極的な訴求をするだけでなく、流通事業者と積極的な情報共有や販売プロモーションを図っていくことが重要である。流通や介護関係事業者という消費者との接点となる現場では、福祉機器かUD製品という選択も含めて、消費者の障害の状況にあわせて商

品を提供するコーディネーターとしての役割が求められてきている。つまり、製品化後の情報提供を促進し、障害をもつ人々の手に彼らにとって使いやすい製品が確実に届くためには、流通の現場にUDへの理解を浸透させる必要がある。こうした可能性を持つ企業の取り組みはまだまだ少ないが、ここでは一つの先進的な事例としてコクヨの取り組みを紹介したい。

コクヨでは「ユニバーサルデザイン店頭陳列コンテスト」という、小売店向けのキャンペーンを行っている。コクヨが準備するPOP類などを使い、小売店が自らUDコーナーを店頭に設け、そのアイデアや工夫を競う販促活動である。製品体験コーナーを設置するといったユーザー体験型の販売工夫などは、店頭の活性化が期待されるだけでなく、小売店に対するUD教育という面も持っている。

さらに「Z運動」という、主として開発担当者が大口ユーザーである企業や自治体に出向き、ステーションリーの購入担当者らにUD製品の説明を行うキャラバン形式のイベントも行っている。開発者自らユーザーに情報を提供するという点でUDに関する情報提供がより詳細なものになるだけでなく、ユーザーの反応や意見をその場で汲み取れるという点で、ユーザーとの関係がより密になり、ユーザーの声がよりはやく届く仕組みとしても期待されている。つまり、(3)の対応策として講じたものが、(1)の対応策としても、間接的に

ではあるが生きてくる可能性を持っている。

このように、コーディネートというよりは、プロモーションという要素が強いが、それでも自社のUD製品に対して正確な理解を促す活動として、評価できる部分はあると思われる。

後者のNPOへの期待という点についてだが、製品化された後の情報提供においては、客観的な情報が提供されることが望ましいという観点からすると、メーカーや販売店という企業ではないNPOなどの第三のセクターに、そうした役割を期待する声もあるのも頷ける。上記で述べたように、企業が情報提供を行う場合、プロモーションとしての要素が強くなってしまう部分は否めない。また、自社基準を設けるほど人手が足りていない中小企業では、UD商品の認定等を第三者に求める傾向があるようである。こうした取り組みもまだ始まったばかりであるが、ここではその可能性を探るため、財団法人共用品推進機構と、NPO法人日本ユニバーサルデザイン研究機構、という2つの団体を紹介したい。

(財)共用品推進機構では、ホームページなどを通じて企業、消費者から共用品・共用サービスに関する情報を募集、独自に設けた共用品選定委員会において4区分12項目の配慮ポイントをもとに、各製品・サービスの配慮点を検討・分類し、共用品として選定している。その結果に従い、国際福祉機器展などの展示会で展示・紹介するとともに、リスト

化してホームページ等で情報を公開している。そこでは、特に配慮されていると考えられる障害が12のカテゴリーで示されており、これは、障害のある人々が商品を購入する際の参考になると考えられる。

次に、日本ユニバーサルデザイン研究機構では、「使いやすさ検証済認証制度」を設け、最終的に利用者が特に高い評価をした製品だけを認証し始めている。通常の認証マーク制度は「専門家やガイドライン」が認証基準だが、この制度は、開発段階からユーザビリティ調査による問題発見や試作を何度も繰り返し、最終的に利用者が特に高い評価をした製品のみを認証するものである。まだ始まったばかりの制度であるが、UDへの各社の取り組みには差がある現状において、どのUD商品が優れたユーザビリティをもっているのかという情報をわかりやすく提供する一助にはなると思われる。

ただ、こうした取り組みの課題点としては、UDをうたった商品が次々と開発されるため、少数のNPOでは選定や認証が間に合わないことである。客観的な情報提供は、NPOの活躍に期待される部分が多いのは事実であるが、共用品推進機構などを中心に、NPO同士でゆるやかなネットワークを結び、認証や選定の体制を確立するなどの対策も、あわせて求められると思われる。また、企業の側も製品化後の情報提供においては、自社で流通を巻き込んだ戦略を行っていただくだけでなく、そうし

た NPO を支援していくなど、(3)の問題に関しては、もっと多様な形で関わっていくことが必要であるといえよう。こうした点も、第 2 章第 3 節(1)で示した社会的課題の解決を期待される企業の役割の範囲に入ってくるものであり、重要なアプローチの一つと思われる。

このように、企業が、社会システム変革の主体として UD 活動に取り組んでいくためには、いくつかの課題があり、中にはモデルとなるような対応策が見つかっていないものもあることがわかった。

ただし、以上の議論は、主に WEB や文献で公開されている情報に基づいているため、今まさになされている議論とは、若干のタイムラグも存在すると思われる。また、企業がどのような思いで UD に取り組んでいるのかという点についての議論も、十分ではないであろう。こうした点を踏まえ、第 6 章では、UD における企業の現状により迫ることを目的に、UD への先進的な取り組みを進める企業数社への取材を通じて、見えてきた企業の実像を論じていきたいと思う。そこから、企業の UD 活動が、2005 年の今の段階においてどのような議論の中にあり、どのような課題を内包しているのかを明らかにする。それにより、社会システム変革の主体としての企業の役割を、より深く分析したいと思う。

---

(1) (財) 共用品推進機構編 [15] p. 52、原文はユニバーサルデザイン研究会編 [42] p. 4 参照

- (2) それぞれの原則には、原則だけではなく、定義と 3~4 つのガイドラインがあり、環境や製品、サービスなどにおいて UD を取り入れる上でのヒントが盛り込まれている。図表 5-1 では、その定義の内容を簡単に示している。
- (3) ユニバーサルデザイン研究会編 [42] では、その一例として、建物の入口にスロープにすることは法律で規定されていたが、それが建物の裏手や車いす使用者にとって行きづらいところに設置されるなどの事態を挙げている。
- (4) <http://homepage2.nifty.com/skose/UDbasicsR.txt>
- (5) 梶本 [6] p.934
- (6) (財) 共用品推進機構編 [15] p.51~53
- (7) 高齢者や障害者を考慮してモノを作ったり、サービスを提供するときに、そのスタンダードを作成するポイントを基礎テキストのような形で分かりやすく示したガイドライン。国際機関や各国の規格作成機関に対する「指導手引き書」としてのガイドラインであり、個別の業界、個別の製品に対する認証を要求するようなスタンダードとは異なる。
- (8) 経済産業省 製造産業局 [19] p.4
- (9) 経済産業省 製造産業局 [19] p.17
- (10) 梶本 [6] p.803
- (11) 梶本 [6] p.802
- (12) このあたり、五十嵐ほか [5]、経済産業省



製造産業局 [18]を参考にした

- (13) 政府に対してアクセシブルな職場や製品を作ることを要求している法律の条項で、政府がアクセシブルな製品を優先的に購入するので、結果的にアクセシブルな製品を作るように企業にインセンティブを与える効力を有している。
- (14) このあたり、(財)共用品推進機構編 [14][15]、ユニバーサルデザイン研究会編 [42]を参照
- (15) 梶本 [6]p.792~803
- (16) (財)共用品推進機構 業務部 国際交流課 課長 山本修氏、国際福祉機器展にてインタビュー、2005年9月28日、より。ちなみに、製品化された後の情報提供を促進することを、共用品推進機構では、「情報のUD化」と呼んでいるとおっしゃっていた。

## 第 6 章 企業とユニバーサルデザインの実態

### 第 1 節 取材からみる企業の実像

本章では、取材を通じて見えてきた企業の UD への取り組みの現状を分析することで、インクルージョン・パラダイムに基づく社会システム構築にむけて、企業のこうした取り組みがもつ可能性や今後の課題をより詳しく見ていきたいと思う。

いま一度、社会システムの変革という観点から見た企業の UD 活動がもつ 3 つの課題を確認しておこう。

- (1) 対象となる障害をもつ人々のユーザーデータをいかにうまく集め、かつ対象に含める障害の種類やその度合いの幅をどのように広げていくのか（インプットの問題）
- (2) UD に基づく商品をいかに増やし、かつ各商品の質（アクセシビリティなど）を高めていくのか（スループットの問題）
- (3) どの製品がどの障害をもつ人に使いやすいのかという情報を、いかにして消費者が容易に把握できる状態を作り、その消費者（障害をもつ人）の手に商品を届きやすくするのか（アウトプットの問題）

こうした各課題に対し、いくつかの企業ではモデルとなるような創意工夫も見られることを、第 5 章第 4 節では述べた。そうした企業や UD への取り組みが比較的進んでいる製品分野を考慮に入れつつ、日本において、UD に対し、先進的かつ積極的に取り組む企業として、コクヨ、松下電器産業、松下電工、積

水ハウス、情報機器系企業（仮に A 社としておく）をピックアップし、取材を行った。取材では、上記 3 つの課題に関わる質問をぶつけ、インタビューもしくはメールで回答をいただいた。ご協力いただいた企業の方々には、ここであらためてお礼を申し上げたい。(1)

まず、(1)のインプットの問題についてであるが、各社の対応策を示すと

- ・商品ごと特にバリアを感じそうなユーザーをターゲットとして絞り、配慮事項を挙げ、できることから対応していく。できない部分は次期商品で検討する。対象については、社内モニターを中心に、足りない顧客層については、社外の機関に協力を仰ぐ。(松下電工)
- ・公共性の高い商品については、ユーザーをかなり幅広く設定し、身体障害者も含む試みが見られる。特に社としてモニター制度を設け、対象範囲の拡大にも努めている。(A社)
- ・これまでは販売店を通じてニーズを吸い上げることが中心だったが、開発や営業担当が店頭に行く、社内ベンチャーでリサーチ会社を立ち上げる、インターネットを利用したモニター募集など、ユーザーと直接接するチャンネルも複数設けた。(コクヨ)

などとなっており、ユーザーデータを幅広く集める体制の土台は多様な形で確立されているという印象をうける。特にモニター制度は、非常に早いスピードで幅広いユーザーのヒ

アラインメントが行えるという面で、コスト・時間ともに少なくする効果が大きく、各社とも従来からあるモニター制度の拡充や、それを中心としたデータ収集の多チャンネル化を既に図っている。むしろ今後は、そのユーザーとの多様なコミュニケーションから何を生み出すか、つまりユーザーの声をどれだけ製品等に反映させられるか、ユーザー自身が気づかないことも提案していくために情報をどうよみとっていくか、などといったUD特有の対話型開発プロセスの質を、さらに高めていくことが課題になっていると思われる。

次に、(2)のスループットの問題についてであるが、各社の対応策は、

- ・商品別のUDガイドラインを増やしている。これはアクセシビリティ・ユーザビリティの各面で情報共有を行い、ガイドラインを育てていくことでノウハウが蓄積され、同じ間違いを繰り返さないことと、目標となる基準が開発者に理解されるという面で開発費用のコストダウンにもつながっている。(A社)
- ・ユニバーサルデザイン認定商品を定める委員会は、社外のメンバーも入れて一定程度の普遍性を保つようにしている。(松下電工)
- ・共通するデザインプロセスや配慮すべき事項については、ある程度理解が深まったため、今後は個別の商品についてのノウハウがある部署(各カンパニー)に、独自にデ

ザインの方向性を考えさせるようにして  
いう。その方が末端の部署にまで、より高  
い意識を浸透させることにつながると考  
えている。今後の標準化は、関係のある商  
品において、テーマごと（セキュリティな  
ど）に協力していくプロジェクト型のフレ  
キシブルな対応が中心になる。（コクヨ）

などとなっており、全社的に共通する基準に  
ついては、すでにある程度整備が進み、今後  
は商品ごとに独自の価値、すなわち、デザイ  
ンとしての魅力や価格妥当性とアクセシビリ  
ティのバランスなど近年UDの要素として重  
要視されている点も含めて、多くの人々にと  
っての使いやすさ・受け入れやすさを追及す  
る時期にきているとの印象を受けた。それ  
に関連し、商品単体での使いやすさだけでなく、  
それが空間（場）におかれたときの使いやす  
さも視野に入れつつ、ものづくりができる作  
り手の意識改革も必要になってきている。

最後に、(3)のアウトプットの問題について  
であるが、各社の対応策は、

- ・ UDマークに簡単なUD訴求ポイント（説  
明）を併記して、カタログ等で訴求して  
いる。ただし、住建商品は商品単体でUD  
を考えるだけでなく、それらの配置を考  
慮した面でUDを考える必要があり、そう  
した点を工務店に説明できる営業マンを、  
研修を通じて育成している。（松下電工）
- ・ 情報提供の方法としてはカタログ・TV宣  
伝・Web掲載・展示会などがあるが、そ

のどれも積極的に活用し、生活者に的確な情報が届く努力を行っている。その為に「UDマーク」などが単純に求められるが、絶対的なUD基準など現在は無い訳で、相対的な評価に成らざるを得ないため、短絡的に付与する事は危険だと考えている。

(松下電器産業)

- ・ UD商品についての知識が十分でない営業がいるのも事実との認識がある。それを研修でカバーしつつ、現在はエリアごとの販売会社に権限を委譲し、エリアの実情に沿う情報提供の仕方を考えさせるようにしている。そうした改革に応じて、各カンパニーの営業担当者も、販売のサポートへ動くようになってきている。また、通販と店舗販売の2つの販売チャネルを互いに競合させることで、訴求方法の工夫にもいい影響がもたらせればと考えている。(コクヨ)
  - ・ 広報、カタログへの訴求などは随時しているが、他社と比較広告を出すなどの特別な新しい対応策はない。個人的には、UDを派手に宣伝するというよりは、見えない活動として商品全体のユーザビリティが上がり、自社製品はどれも使いやすい、となっていくのが理想との認識で、現在UDを広報している背景には、社内を意識を浸透させ、啓発したいから、という目的もある。(A社)
- などとなっており、製品化後の情報提供の

仕方については各社の意識や対応にかなりばらつきがあり、企業にとってはいまだ暗中模索が続いている状態であると思われる。ただ、比較的共通しているのは、情報を提供できる体制を整備するのに伴い、その制度を効果的に運用できる人材の育成が急務になっている点である。つまり、情報の流れる道筋を作っても、その中で情報を整理し、運ぶのは「人」の仕事であり、そうした人材の力が、この課題に対応していく上での今後のポイントとなってきたそうである。

以上をまとめると、データ収集や開発プロセスにおける制度的な工夫については、各社ともある程度取り組みが進み、体制が整備・確立されつつあるとすることができる。一方で現在は、それら諸制度を生かすことのできる人材がまだまだ足りないことが課題になっており、作り手の意識改革や製品化後の情報提供における人づくりの重要性が各社で強く認識されているのは、この現状の表れであると思われる。UD推進体制の整備がある程度進んだことは、UD活動全体への現状認識について、

- ・ UDは導入期を終え、これから成長展開期を迎えるだろう。（松下電工）
- ・ UDの取り組みはひとだんらくした。（コクヨ）

との話があったことからもわかるとおりである。つまり今後、UDの取り組みを高める上でも、依然残る課題を克服する上でも、い

まだモデルとなるような対応策が確立していない人づくりの問題は、各社とも避けて通れない状況になっているようである。

もう一点注目すべきは、UDに対する考え方の進化である。一つの製品でなるべく多くの人々の使いやすさを追求しようという姿勢だけでなく、いくつかの選択肢を用意し、それらを組み合わせることで個々人のユーザビリティを向上させようとも考えられ始めている。UDが様々な業界に浸透し、製品単体のみならず、それを結びつけることで限りなく万能を目指していく（「場」のUD）考え方が生まれてきたことも、人づくりを重視する背景にはあると考えられる。つまり、モノをデザインするスタッフ同様に、UDをユーザーに伝え、コーディネートする人材が必要とされている。例えば、

- ・ UDは必ずしも万能ではないので、障害者向け（介護・福祉）商品というものも必ず存在するし、当社でも別事業として取り組んでいる。（松下電工）

この話からもうかがい知ることができるように、UD製品は障害者向け製品とも、ある程度一体的に扱っていくことができるという考え方の進化が見られ、それらを理解しつつ、顧客の状況にあわせてUD製品やUD環境を説明・提案できる人材が必要となってきているのである。

以上を踏まえ、次節では、企業のUD活動がもつ今後の可能性について論じたい。



## 第 2 節 企業におけるユニバーサルデザインの今後

前節では、制度的な工夫がある程度進んできたという点を述べた。制度的な工夫が整備されてきたことは確かな事実であるが、インクルージョン・パラダイムに基づく社会システムの構築という観点から厳しく見た場合には、今後とも検討の余地を残しているということも考慮に入れておく必要がある。

例えば公共性の高い製品（銀行 ATM など）については、ターゲットとなるユーザーが幅広く設定され、障害をもつ人々が重要なユーザーとして、彼らにも高い配慮のなされた製品設計が行われる可能性が高い。それに比較して必ずしも公共性の高くない製品（文具など）については、様々なユーザーの一人として障害をもつ人々がその対象に入ってくるに過ぎないこともあり、配慮の程度もその影響を受ける。無論、公共性の高さや低さだけで必ずしも配慮の程度が決まるわけではないが、インクルージョンという観点から見た場合、対象ユーザーからもれてしまうと制度的な工夫が社会システム変革に直結しないこともあると思われる。<sup>(2)</sup>

加えて、企業は社会的課題を新たなニーズと捉えて UD に取り組みはじめたという点では共通していたが、一方で自分たちの取り組みがその社会的課題の解決にどう貢献し、どうすればさらなる貢献を目指せるかという議論は、まだまだこれからのように思われた。

UD を事業活動の根幹として位置づけることに成功している企業もいくつかあったが、社会のレベルでの課題とどうリンクしているのかという点についてもさらに議論を進め、企業としての姿勢を明確に説明していくことが、第 2 章第 3 節で説明した広い意味での CSR という観点からは重要になってくると思われる。また、こうした姿勢の有無がターゲットユーザーの選定にも大きく影響してくると考えられ、そうした姿勢が確立すれば、社会システム変革の主体としての企業の果たしている役割も、確固たるものになるといえよう。

それゆえ、今後とも市場社会の変化が鍵になるとと思われる。上記ではターゲットユーザーに含まれるかどうか重要であるという点を述べたが、障がいの種類やユーザー評価の被験者人数などを設定する条件の一つに、競合他社が競合する商品において、アクセシビリティの高い商品を開発しているかどうかを挙げており（注 2 参照）、同時に、UD は CSR の中でも、第一に取り組まねばならないこととの認識を持っている UD 担当の方も多くいらっしまった。その意味で、第 5 章で説明したように UD 市場が拡大基調にあり、第 2 章第 3 節(1)で示したように広い意味での CSR を求める社会な動きが高まりつつある背景を考慮すると、今後とも各社が UD への取り組みをさらに深化させ、より高いアクセシビリティを持つ製品を開発し、それが社会システム変革に寄

与していく可能性は十分にある。このように、市場社会の変化・成熟が、今後とも企業のUD深化を促すカギなると思われる。

最後に、人づくりへの対応策について、具体的なプラン検討までは難しいが、そのポイントを探ってみたい。UDは制度的な整備を進める導入期が終わり、さらなる発展を図るための人づくりの時期に来ていることは、前節でも述べたが、本節での議論を踏まえると、UD概念の多面性を理解し、ユーザーのニーズを把握する能力や提案力を高めるのみならず、UD概念そのものを問い直す、UDを「モノ自体」から、「モノと人」、さらには「人と人」との関係にまで発展させ（いわゆるユニバーサル・サービス）、更なるイノベーションの種にしていくというだけでなく、CSRの一つと認識し企業の姿勢として一本化する、そういったことも考慮できる人材も求められているといえる。そうした人づくりへの対応策として、企業単体では、さらに社内での人づくりを進める以外にない。その時重要となるのが、トップダウンと事業としての成果である。例えば、松下電器産業の回答では、UDの先進的な取り組みが可能だった理由として、「松下のUDは、現場レベルでの長い蓄積と、トップの思いが上手く噛みあった事と理解しております。私自身、10年以上も前からUD関連のテーマを持って仕事をしていますが、下からの積み上げが全社に拡大するのは大変難しい条件がありました。それにトップダウ

ンが下り、一気に全社が動き出した訳です。しかし、重要なのは開発の現場で、どれほど具体的な取組みが成され意識が高まるかが勝負。トップの威光をちらつかせながら、社内に普及・啓蒙する活動も重要に成ります。UDは慈善事業では有りません。事業の根幹・商品の基本品質です。その事への理解と、事業の成果が見えて、初めて深く浸透する事と思います。」と述べられていた。また、人材育成に全社的に取り組んでいる積水ハウスは、全社的な体制の下に人づくりを積極的に行う取組みが可能だった理由として、「ユニバーサルデザイン宣言を社会的に行い、配慮設計およびユニバーサルデザインに関しての事業所での浸透が不可欠なため」であると回答しているこのように、全社的な宣言のもとでのトップダウンの推進(トップのUDへの理解)と、事業レベルでの着実な成果の両方がないと社内の意識も高まらないと思われる。

また、社外の諸団体、例えば地方自治体・学校・NPOなどとのコラボレーションによって人材育成をしていくことも考えられる。第5章第4節(2)で示したNECデザインと多摩美術大学のコラボレーションはその一例と捉えることもでき、大学での教育カリキュラムの策定が、企業の研修メニューに好影響を及ぼしたり、その大学を卒業者が入社すれば、UD理解の基礎が出来上がっている人材を確保できることになるともいえる。また地方自治体の中にも、UDの推進に積極的なところ

が出てきており、こうしたところと協力しつつ講座を開設したり、相互の活動への参加を通じて人材の質が高めていくことも可能であろう。インクルージョンの観点から見たUD推進の課題は、決して簡単に克服できるものではないが、このように企業を含めた各主体が協力しあうことで乗り越えられる課題もあるということへの認識が広がり、具体的な解決プランや対応モデルが構築されることを期待したい。

- 
- (1) 松下電工 デザイン部 ユニバーサルデザイン共創開発グループ 企画開発主担当 染谷克典様(2005年10月26日)、コクヨ R D I センター 商品開発室 室長竹綱章浩様(2005年10月31日)へのインタビューより。また、情報機器系企業 A 社(2005年10月19日)、松下電器産業 パナソニックデザイン社 UD 担当参事 細山雅一(2005年11月1日)、積水ハウス 大阪設計室 前田雅信様(2005年11月4日)からはメールで回答をいただいた。積水ハウスについては、特に「人づくり」という課題に焦点を絞り、質問をさせていただいた。
- (2) A 社の回答を一例に挙げると、障がいの種類・ユーザー評価の被験者人数などを設定する条件は、主に以下の(1)~(4)までが相互に組み合わせたり、評価をするかしないか、する場合はどのような範囲でどれくらいの人数・時間をかけて行うかが決まるとの

ことである。

(1)商品 の 性質

1)公共性の度合い

2)利用者の範囲：複数の家族やグループが共有するものか、オフィスで使うものか、家庭で使うものか、個人で所有・使用するものか

3)利用状況：具体的に、病院で使う、レストランで使う、屋外で使う、暗い場所で使う、など、顧客の利用目的や利用場所・利用環境

4)販売条件：生産個数、販売経路、受注生産か、大量生産かなど。

(2)商品開発における、その評価を行う時期、プロセスごとの開発期限（納期）

評価内容や時間によって、評価の規模が変わってくる。

(3)費用に対する予算

開発予算に見合った規模で評価を行う。

(4)マーケットの状況

1)UD・またはアクセシビリティ関連の法律・規格などの影響が存在するか

2)競合他社の競合商品に、アクセシビリティの高い商品が存在するか

3)特定の配慮が必要なユーザーが多く利用する必要があり、不満や要望が高まっているか

## 第 7 章 障害をもつ人々のインクルージョン を目指して

これまで、障害をもつ人々をインクルージョンする社会システムの構築という課題に対し、中央政府、地方自治体、企業、NPOといった各主体がどのような役割を果すべきか、そしてどのような課題を抱えている状況にあるのかについて述べてきた。

本稿は、特に 4 章以降、ハード面での整備を中心とした社会システムの変革を論じてきたが、そこから抽出されてきた課題は、人づくりというソフト面での対応を示唆するものであった。法制度やハード的な環境整備が進むだけでは、心理的なバリアはなくなる、つまり真の意味でのインクルージョンは実現されないという意見は否定できない。その意味でも、ハードとソフトは車輪の両輪として、一体的な整備が望まれるし、各主体の役割も、まさにそういった対応が必要な時期を迎えているとみることもできよう。

加えて、各主体の果すべき役割の関係性について整理しておこう。企業の UD 活動が、障害をもつ人々の日常生活のポイントポイントにおける「点」のシステム変革だとすれば、地方自治体はそれをまちづくりという形で「面」のシステム変革に広げる意味を思っており、法律はそうした点的・面的整備だけでは配慮できない部分をカバーする「社会」そのものを作り出すシステム変革と捉えることができる。つまり、この 3 つが相互に連携し

て、初めてインクルージョン・パラダイムに基づく社会システム変革が実現されていくのである。

こうした関係性の中で、特筆すべきは、企業を中心とした民間セクターの役割の大きさである。従来、社会的課題に解決に関しては、政府・行政に責任が求められることが多かったが、近年そうした社会状況に変化が生じており、社会的課題を作り出し、批判される側だった企業の責任がより広く理解されるようになってきていることは第2章第3節(1)でも述べた。第6章でも述べたように、そのことが企業の中でどれだけ認識され、事業活動と密接に結びつけて議論ができているかが、社会システム変革の主体としての企業に期待されている本質でもある。そのような本質を理解した企業が増えていくことが、障害をもつ人々をインクルーシブにする社会を作っていく上で必要不可欠である。

社会的課題と企業の本業との間に、このような形で期待される役割があることを理解し、それをUDのように継続的な事業として成功させていく企業が今後とも増えること、そして各主体の間に一つの社会的な課題の解決にむけて様々なコラボレーションが生まれること、それらが当たり前のこととなるような社会が形成されることを期待しつつ、論を終えたいと思う。



引用文献一覧（アルファベット順）

- [1] 雨宮孝子・古川俊一・塚本一郎『NPOと新しい社会のデザイン』同文館出版、2004年
- [2] 荒木兵一郎・中野善達・定藤丈弘『講座障害をもつ人の人権 社会参加との機会の平等』有斐閣、1999年
- [3] 日比野正己『福祉のまちづくり研究 障害者・高齢者の豊かで楽しく美しい生活環境の創造をめざして』ドメス出版、1997年
- [4] 井掘利宏 第一章「官と民の役割分担」『公共部門の業績評価 官と民の役割分担を考える』東京大学出版会、2005年、所収。
- [5] 五十嵐重雄・埴美智子・渡邊博子「普及が進むユニバーサルデザイン 今後の課題を探る」『電機』2002年12月号
- [6] 梶本久夫 監修『ユニバーサルデザインハンドブック』丸善株式会社、2003年
- [7] 加藤寛・丸尾直美 編 ライフデザイン研究所 監修『福祉ミックスの設計 「第三の道」を求めて』有斐閣、2002年
- [8] 唐鎌直義・河合克義・宮田和明・横山壽一 編『国民生活と社会福祉政策』かもがわ書房、2002年
- [9] 川村匡由『介護保険とシルバーサービス』ミネルヴァ書房、2000年
- [10] 川村匡由・倉田康路 著『社会福祉概論』ミネルヴァ書房、2003年
- [11] 河野正輝・関川芳孝『講座障害をもつ人

- の人権 権利保障のシステム』有斐閣、  
2002年
- [12]川内美彦『ユニバーサル・デザイン』学  
芸出版社、2002年
- [13]児島美都子・成清美治・村井龍治 編『第  
二版 障害者福祉概論』学文社、2001年
- [14](財)共用品推進機構 編『ISO/IECガイド  
71 徹底活用法』日本経済新聞社、2002年
- [15](財)共用品推進機構 編著『共用品白書』  
株ぎょうせい、2003年
- [16]定藤丈弘・佐藤久夫・北野誠一『現代の  
障害者福祉』有斐閣、1996年
- [17]定藤丈弘『人権ブックレット45 障害  
者と社会参加 機会平等の現実 アメリ  
カと日本』部落解放研究所、1994年
- [18]経済産業省 製造産業局「ユニバーサルデ  
ザイン懇談会～第一次取りまとめ～」  
2000年
- [19]経済産業省 製造産業局「ユニバーサルデ  
ザイン懇談会～第二次取りまとめ～」  
2001年
- [20]小林重敬 編『地方分権時代のまちづくり  
条例』学芸出版社、1999年
- [21]丸尾直美『市場指向の福祉改革』日本経  
済新聞社、1996年
- [22]三重野卓・平岡公一 編『福祉政策の理論  
と実際 福祉社会学研究入門』東信堂、  
2000年
- [23]水谷浩「福祉社会における企業のユニバ  
ーサルデザイン開発」『星陵台論集』第34

巻第2号、2001年

- [24]日本政策投資銀行政策企画部「ユニバーサルデザインへの取り組みの現状と今後の課題～来るべき超高齢社会に向けて～」2001年
- [25](財)日本障害者リハビリテーション協会「ノーマライゼーション 障害者の福祉」2004年、4月号
- [26](財)日本障害者リハビリテーション協会「ノーマライゼーション 障害者の福祉」2004年、5月号
- [27](財)日本障害者リハビリテーション協会「ノーマライゼーション 障害者の福祉」2004年、6月号
- [28](財)日本障害者リハビリテーション協会「ノーマライゼーション 障害者の福祉」2004年、7月号
- [29]「日経デザイン」2003年、9月号
- [30]「日経デザイン」2004年、7月号
- [31]日経デザイン 編『ユニバーサルデザイン 事例集 100』日経BP社、2004年
- [32]大田弘子 第4章「新たなガバナンスの創出にむけて 行革と政府・企業・NPOに期待される役割」五百旗頭真・人江昭・大田弘子・山本正・吉田慎一・和田純『「官」から「民」へのパワーシフト 誰のための「公益」か』TBSブリタニカ、1998年
- [33]大谷悟・畑めぐみ「バリアフリー化の社会経済的評価に関する研究」建設省 建設政策研究センター、2000年

- [34]澤村明『まちづくり NPO の理論と課題』  
溪水社、2004年
- [35]関根千佳『「誰でも社会」へ デジタル時  
代のユニバーサルデザイン』岩波書店、  
2002年
- [36]渋谷博史・平岡公一『福祉の市場化をみ  
る眼 資本主義メカニズムとの整合性』  
ミネルヴァ書房、2004年
- [37]「障害者差別禁止法制定」作業チーム 編  
『当事者がつくる障害者差別禁止法 保  
護から権利へ』現代書館、2002年
- [38]武川正吾 編『地域福祉計画 ガバナンス  
時代の社会福祉計画』有斐閣アルマ、  
2005年
- [39]谷本寛治『CSR経営 企業の社会的責  
任とステイクホルダー』中央経済社、2004  
年
- [40]谷本寛治『企業社会のリコンストラクシ  
ョン』千倉書房、2002年
- [41]谷本寛治 編著『SRI 社会的責任投資入  
門』日本経済新聞社、2003年
- [42]ユニバーサルデザイン研究会 編『ユニバ  
ーサルデザイン 改訂版 超高齢社会に  
向けたモノづくり』日本工業出版、2002  
年
- [43]ビクター A.ペストフ『福祉社会と市民民  
主主義 協同組合と社会的企業の役割』  
日本経済評論社、2000年
- [44]渡邊博子「モノづくりにますます必要と  
される UD の考え方」『機械情報産業カレ

- ント分析レポート No. 5』(財)機械振興協会経済研究所、2004年8月
- [45]山口浩一郎・小島晴洋『高齢者法』有斐閣、2002年
- [46]山路克文『医療・福祉の市場化と高齢者問題 「社会的入院」問題の歴史的展開』ミネルヴァ書房、2003年
- [47]要田洋江「障害をもつ人々を排除しない地域社会の条件 日本の障害者政策の問題点」植田和弘・大沢真理・大西隆・苅谷剛彦・神野直彦・森田朗 編『新しい自治体の設計6 ユニバーサル・サービスのデザイン 福祉と共生の公共空間』有斐閣、2004年、所収。

引用 URL 一覧 ( アルファベット順 )

- [w1] ビジネスイノベーター  
<http://biz-inno.nikkeibp.co.jp/>
- [w2] HEAD+HEART .Visual Communication  
Design Studio  
<http://www.headheart.com/index.html>
- [w3] 保健福祉広報協会 ( 国際福祉機器展 )  
<http://www.hcr.or.jp/>
- [w4] ジャパンデザインネット ( JDN )  
<http://www.japandesign.ne.jp/index.html>
- [w5] コクヨ  
<http://www.kokuyo.co.jp/>
- [w6] 古瀬敏ホームページ  
<http://homepage2.nifty.com/skose/KoseHPJ.htm>
- [w7] (財) 共用品推進機構  
<http://kyoyohin.org/index.html>
- [w8] 日本ユニバーサルデザイン研究機構  
<http://www.npo-uniken.org/>
- [w9] (財) 日本建設情報総合センター ( JACIC )  
<http://www.jacic.or.jp/>
- [w10] 松下電器産業株式会社  
<http://panasonic.co.jp/>
- [w11] 松下電工産業株式会社  
<http://www.mew.co.jp/>
- [w12] NEC  
<http://www.nec.co.jp/>
- [w13] 積水ハウス

<http://www.sekisuihouse.co.jp/>

[w14] 東京福祉保健局ホームページ

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/index.html>

[w15] TOTO

<http://www.toto.co.jp/index.htm>

[w16] 全国障害者問題研究会

<http://www.nginet.or.jp/index.html>